

平成29年度
横須賀市 障害とくらしの支援協議会
活動報告書

横須賀市 障害とくらしの支援協議会
平成30年8月

【目 次】

◇ 平成29年度の障害とくらしの支援協議会（協議会）の活動内容

（P 2～P 4 0）

1. 協議会の役割とその位置づけ等について（P 2～P 3）
2. 平成 29 年度の協議会の活動方針の概要（P 4）
3. 平成 29 年度の協議会の活動成果の概要（P 5～P 8）
4. 全体会の概要及び開催状況等について（P 9～P 2 3）
5. 実務者運営会議（事務局会議）の概要及び開催状況等について（P 2 4～P 2 5）
6. 個別支援調整会議の概要、開催状況及び活動成果等について（P 2 6～P 2 7）
7. くらしを支える連絡会の概要、開催状況及び活動成果等について（P 2 8～P 3 1）
8. 相談支援ネットワーク連絡会の概要、開催状況及び活動成果等について（P 3 2～P 3 3）
9. こども支援連絡会の概要、開催状況及び活動成果等について（P 3 4～P 3 7）
10. 受注機会拡大プロジェクトの概要、開催状況及び活動成果等について（P 3 8）
11. 短期入所利用調整プロジェクトの概要、開催状況及び活動成果等について（P 3 9）
12. 移動支援のあり方検討プロジェクトの概要、開催状況及び活動成果等について（P 4 0）

◇ 参考資料（表紙）（P 4 1）

1. 協議会の設置要綱（P 4 2～P 4 4）
2. 協議会の傍聴に関する要領（P 4 5～P 4 6）

平成29年度
横須賀市 障害とくらしの支援協議会

<活 動 内 容>

◇ 平成 29 年度の障害とくらしの支援協議会（協議会）の活動内容

1. 協議会の役割とその位置づけ等について

（1）役割・・・関係機関等の情報共有と地域の実情に応じた支援体制の整備

協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う場である。

そこでは、地域における障害児者等の相談支援の個別事例を通じて明らかになった課題を共有し、個別事例から地域全体まで視野に入れた支援体制の整備につなげていくことが重要となる。

協議会では、こうした相談支援を軸とした取組みを着実に進めながら、障害当事者や家族とともに、障害児者の地域での生活を支える支援体制を確立させ、横須賀市と協働して障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指す必要がある。

（2）位置づけ・・・様々な地域の課題に対する柔軟な対応と情報発信の場

協議会は、行政も民間事業者も当事者等も障害児者に関係する人々が対等の立場にたち、行政主導ではなく、特定の分野に偏ることなく情報共有及び意見交換、事例検討を行う場であることが求められているため、社会福祉審議会のように、地方自治法に基づく市の附属機関として市長の諮問に基づく事項のみを検討する組織とするのではなく、様々な地域の課題に柔軟に対応できる組織としている。

一方、協議会は、市が附属機関として施策立案をするために専門的に設置する機関ではないが、そこで議論された事柄が実際に支援する現場で生かされるようにする必要がある。

そのためには、全体会等において障害当事者や家族、地域の支援者等も参画し、幅広く市内の現状や課題について共有化を図り、問題意識を高めることを通じて、横須賀市の障害児者の支援における情報発信の場としていくことが必要である。

（3）協議会と市の関係・・・協議会の委員として社会福祉審議会などに参加

協議会では、これまでも専門分科会の活動など、現場レベルの方々の協議を行うことを特徴の一つとしてきた。現場レベルで集まることで共通理解が生まれ、視野も広がり、協議で得られた学びや課題解決に向けた意見交換から、日常の実践や今ある関係機関との有機的な連携につなげていくことができたが、現実的には協議会の議論だけでは解決できない課題も出てきている。

市は協議会の設置主体であるとともに、協議会を構成する一員として、協議内容から、市として取り組むべき課題について役割を果たすよう取り組んできたが、従来のように協議会の中だけで完結する組織であることには限界があったといえる。

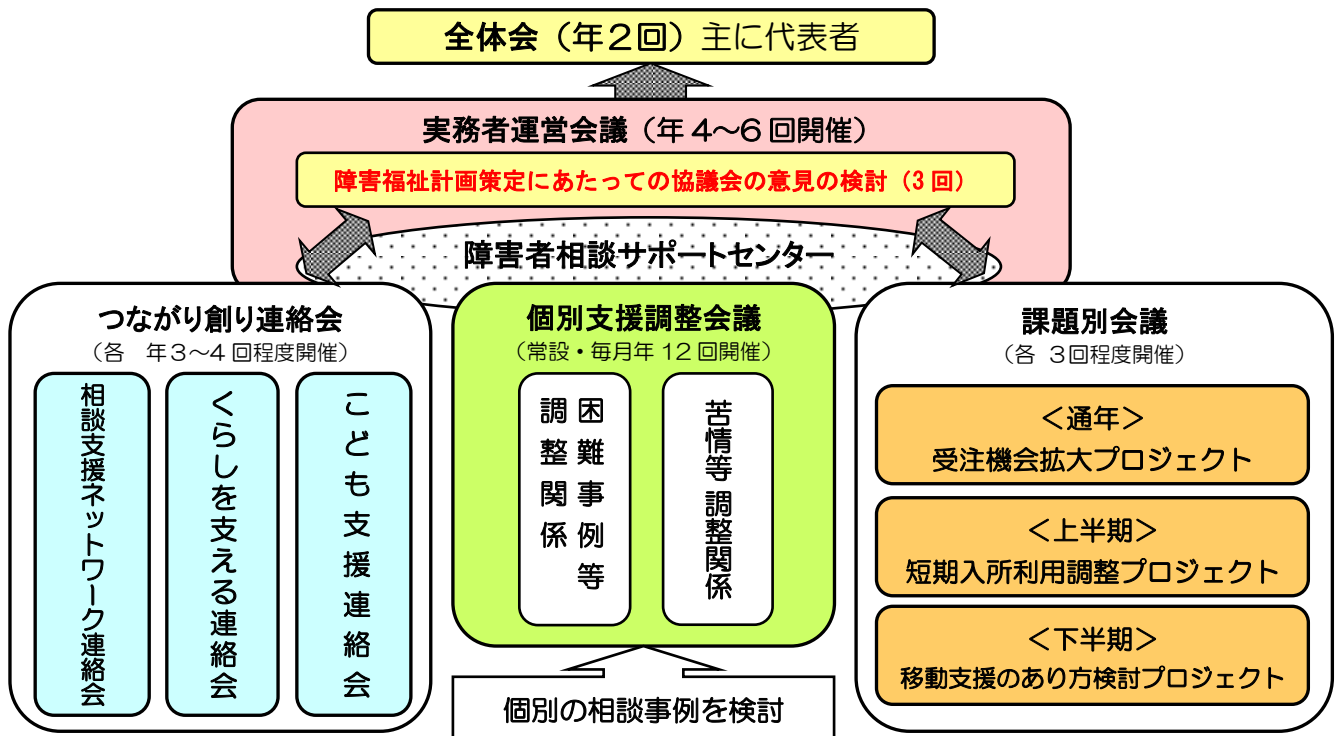
そこで、市の施策の全体や方向性を検討する際に、現場レベルの声を伝える方法として、社会福祉審議会等の委員に、従来のような委員の重複という形態ではなく、協議会の代表等が社会福祉審議会等の委員の一員として参加していく仕組みとしている。

一方で、社会福祉審議会や市内外の支援機関又は関係者に、協議会による現場の声を情報発信していくため、協議会としても、協議会で活動した内容、議論から出てきた解決できない課題やその方策について、本報告書を作成している。

（4）協議会と市町村障害福祉計画（市町村障害児福祉計画）との関係・・・市は協議会から意見聴取

「市町村は、協議会を設置したときは、市町村障害福祉計画（市町村障害児福祉計画を含む）を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。」とされているため、第5期市町村障害福祉計画（第1期市町村障害児福祉計画を含む。計画期間は平成30年度から平成32年度の3年間）の策定にあたって、平成29年7月に、本協議会から市に対し施策等に関する意見書を提出している。

(5) 平成29年度の協議会の組織



<全体会>

個別事例から地域全体までを視野に入れ、各連絡会・各会議の現況の報告を受け、その内容について意見交換し、協議する場。障害関係機関だけではなく、多くの福祉関係機関への周知を役割とする。

<実務者運営会議>

協議会の運営全般に関わり、各連絡会・各会議の進捗状況を把握し検討課題の抽出や進行管理を務めることを役割とする。
平成29年度は、協議会全体としての研修企画、障害福祉計画策定にあたっての協議会の意見の検討などを行う。

<障害者相談サポートセンター（4委託相談事業所）>

市の担当者と共に各部会・各会議の運営に直接関わり促進させる役割を負う。
 更に、基幹相談支援センター事業を将来的に担える相談支援者を育成することを目的とする。

<つながり創り連絡会>

障害当事者や家族、サービス提供事業所、相談支援事業所、就労支援機関との定期的な会議や活動企画の開催等により、地域連携をより充実させ、ライフステージ毎に切れ目のない支援を確立することを目的とする。

→ **暮らしを支える連絡会**は、地域生活を支えるために、今ある資源の状況把握と有効活用など、具体的なサービス提供のあり方を検討するとともに、活動企画の開催による地域の課題の抽出や関係機関の連携と支援力の向上を図る。

→ **相談支援ネットワーク連絡会**は、相談支援機関の役割分担などの地域の相談支援体制のあり方やサービス等利用計画等の効果的な推進方法を検討するとともに、地域の相談支援機関とサービス提供事業所等との連携や支援力の向上を図る。

→ **子ども支援連絡会**は、障害のある児童の支援に係る基本情報（サポートブック）の活用方法やその効果の検証を行うとともに、児童期におけるライフステージに応じた適切な支援が行えるよう、サポートブックの活用の推進や関係機関の役割の調整により、地域の教育と福祉と家庭の連携や支援力の向上を図る。

<個別支援調整会議>

個別事例を扱うことのできる場として構成する。単なる事例検討ではなく、具体的な介入や解決を目指す。

→ **困難事例等調整関係**は、具体事例への対応を共有することで、そのノウハウを積み上げることにより、支援者のスキルアップを図る。**平成29年度は、指定相談支援事業所が支援困難事例を相談できるシステムとして実施する。**

→ **苦情等調整関係**は、虐待通報や苦情相談等の事例の報告とその事例への対応について意見交換し、対応のスキルアップを図る。

<課題別会議>

つながり創りや個別支援調整会議の中で検討・解決を迫られている課題について、実務者運営会議がその解決の目的を明示して会議を設定する。

→ **受注機会拡大プロジェクト**は、障害者就労施設等からの物品等の調達推進と工賃アップによる福祉的就労の場の充実を目的として、受注機会の拡大のための仕組みづくりを検討する。

→ **短期入所利用調整プロジェクト**は、保護者の入院や死亡等による緊急時等の短期入所の利用調整の仕組みづくりを検討する。

→ **移動支援のあり方検討プロジェクト**は、圏域内の移動支援に関する基本的な考え方のすり合わせやより適切な移動支援のあり方を検討する。

2. 平成29年度の協議会の活動方針の概要

- (1) 協議会は、全体会、実務者運営会議、個別支援調整会議、つながり創り連絡会（くらしを支える連絡会、相談支援ネットワーク連絡会、こども支援連絡会）、課題別会議（受注機会拡大プロジェクト、短期入所利用調整プロジェクト、移動支援のあり方検討プロジェクト）を組織し、活動を行う。
- (2) 全体会は、年2回開催し、各連絡会や各会議からの報告等によって情報共有や意見交換を行い、地域のネットワークの構築、支援体制の整備に向けた協議及び『障害者の権利擁護』をテーマとした研修会を12月に実施する。
- (3) 平成29年度は、「第5期横須賀市障害福祉計画（第1期横須賀市障害児福祉計画を含む）策定にあたっての協議会の意見」を取りまとめるため、6月から7月にかけて実務者運営会議を3回開催し、具体的な検討を行っていく。
- (4) また、平成30年度から基幹相談支援センターが設置される見込みであることを踏まえ、協議会の位置づけや役割の見直し、それに伴う組織の改編について、実務者運営会議を中心に検討していく。
- (5) 実務者運営会議、個別支援調整会議、つながり創り連絡会（くらしを支える連絡会、相談支援ネットワーク連絡会、こども支援連絡会）の取り組みについては、「各連絡会及び各会議の活動状況について」の別添資料に記載のとおりである。
- (6) 平成25年度から平成27年度の活動報告書については、協議会の成果として広く関係機関で共有し、多くの人に周知、公開できるよう、市のホームページに掲載しており、平成28年度の活動報告書も引き続きホームページに掲載する。

3. 平成29年度の協議会の活動成果の概要

【関係機関等による情報共有と地域の実情に応じた支援体制の整備についての協議】

平成29年度の協議会の活動としては、全体会（2回、研修会1回、臨時全体会1回）、実務者運営会議（6回）、個別支援調整会議（12回）、つながり創り連絡会として、くらしを支える連絡会（4回、活動企画1回）、相談支援ネットワーク連絡会（3回、情報交換会3回、相談支援専門員勉強会6回）およびこども支援連絡会（4回、研修会1回）、課題別会議として、受注機会拡大プロジェクト（3回）、短期入所利用調整プロジェクト（3回）、移動支援のあり方検討プロジェクト（3回）を開催し、関係機関等による情報共有と地域の実情に応じた支援体制の整備などについて協議した。

臨時全体会は、基幹相談支援センター設置についての市の考え方が、年度途中で大きく変更したことを受けて、平成27年度から約2年半をかけて意見をまとめた障害とくらしの支援協議会においても、経緯等の説明の必要があったため、開催となった。

その中で、基幹相談支援センターと相談支援事業のあり方について、市と一緒に協議していく場を作り、その人選については全体会会長と副会長に一任された。また、市は事務局という立場では参加しないことが確認された。

そのほか、通常の全体会では、「相談支援事業所だけでなく、サービス提供事業所の発展が必要だ」「新しい事業ができてから、当事者にその情報が届くまでに時間がかかる。利用しようとするところには、既に希望者がいっぱいパンク状態ということがある。」「ライフステージの切れ目ない支援は重要な問題で、施策的課題にもつながる。」「短期入所は地域生活支援拠点としての議論につながるようにしないといけない。」「横須賀市の公共交通機関が使いやすいかどうかも含めて移動支援を考えるべきである。」「行政や一般社会が障害者の生活の中に、どのような課題があるかを認識することが大事だ。問題解決を慌てないで、課題をどんどん出していくことが必要だ。」「グループホームの運営の厳しさ等課題があるが、ネットワーク構築や支援者同士のつながり等一歩でも前に進めるように取り組んでいきたい。」「権利擁護研修会のテーマは制度のあり方などの面も取り入れるべきだ。障害者の権利をどう守っていくのか、根本的な視点になって研修会を行ってほしい。」「セルフプランで大丈夫そうに見える人でも、しっかり話をきいて判断をしてほしい。」などの意見が出された。

なお、各連絡会・各会議の主な取り組みについては、次のとおり。

◇ 困難事例検討会議での事例検討 ◇

個別支援調整会議において、支援困難事例10事例の検討を行った。平成29年度はサポートセンターだけでなく、日々相談を実施している指定相談事業所にも参加を呼びかけて、一緒に検討できるようにした。困難事例の課題解決の方法を共有することによって横須賀市の相談支援事業全体の向上を目指した。

◇ さまざまな「移行」に関する課題解決への取り組み ◇

くらしを支える連絡会において、平成28年度の活動の中で浮き彫りとなってきた様々な「移行」に関する問題を中心に取り組んだ。

「入所から地域への移行」、「日中活動間での移行」「在宅生活における移行（介護保険への移行、学校から社会生活への移行）」等の整理、あるいは障害別の移行における課題を、グループワークを通じて抽出し、連絡会全体で共有した。

今後は具体的な課題解決への取り組みが必要となっている。

◇ 相談支援の質の向上のための取り組み ◇

相談支援ネットワーク連絡会において、①相談支援専門員の質の向上②相談支援事業所とサービス提供事業所の連携を目指した勉強会等の実施③横須賀市の計画相談等の進捗状況についての情報共有④地域課題の抽出及び集約、をテーマとして取り組みを継続した。また、勉強会（身体障害者の相談支援、障害児の相談支援等毎回テーマを決めて実施）を開催し、相談支援専門員の知識、技術の向上を目指した。

◇ サポートブックの作成と活用の取り組み（サポートブック推進事業） ◇

こども支援連絡会（平成27年度はこども支援会議）において、平成27年度から平成28年度の2か年にかけて、「関係機関での情報共有の仕組みづくり」、「家庭と教育と福祉の連携・つながりづくり」といった課題を解決するため、「サポートブックモデル事業」に取り組んだ。

平成29年度は「サポートブックモデル事業」の終了に合わせて組織改編を行い「サポートブックの作成と活用（サポートブック推進事業）」の本運用を段階的に実施するとともに、その検証を継続的に行った。初年度である平成29年度は、①作成、見直し等の必要なフォローを行う②数年をかけて、段階的かつ計画的に事業をすすめていく③保護者、支援者向けの周知・説明会を開催する、という3点を中心に説明会等を実施し体制を整えた。

推進事業を進める中で①更新作業のフォロー体制整備・拡充②周知先拡大（医療機関・支援級・児童通所事業所など）の課題が確認できた。今後、対象者を広げながらサポートブックが浸透していくような取り組みを継続していく。

◇ 福祉的就労の充実のための受注機会の拡大について ◇

受注機会拡大プロジェクトにおいて作業所、施設の請け負える役務や物品の周知活動を実施した。PRチラシ等を作成、配布し、行政内だけでなく障害福祉のイベント等の外部への周知活動に一步を踏み出した。

今後は、障害者施設等への役務や物品の注文に関する相談の受付体制を整え、発注しやすい体制の構築を目指す。

また、福祉的就労の発展のためには、作業所や施設での障害者の作業や物品について理解してもらうための活動が欠かせないということを確認、共有できた。

◇ 緊急時の短期入所・地域の短期入所利用調整の仕組みについて ◇

保護者の入院や死亡等による緊急時の短期入所の課題が浮き彫りとなっている。

市が実施主体となっている県の障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業の中の短期入所事業所配置事業（ショートステイゆうで実施）や市の単独事業として実施している知的障害者緊急短期入所事業（いちばん星で実施）のあり方について見直すとともに、地域の短期入所の利用調整の仕組みについて、検討する場が必要となっている。

保護者の入院や死亡等による緊急時等の短期入所の利用調整の仕組みづくりを検討するため課題別会議として、平成29年度は**短期入所利用調整プロジェクト**を上半期に設置した。

◇ 移動支援のあり方について ◇

余暇支援や学齢児童の通学支援、車両を使用した移動支援、移動支援の適切な利用内容の理解やその周知など、移動支援の支給決定やその実際の利用にあたっては、**様々な課題**が挙げられている。

圏域自立支援協議会でも、移動支援に関する課題が議論されており、圏域内の他市町においても移動支援に関する課題が協議会で議論されていくこととなっている。

圏域内の移動支援に関する基本的な考え方のすり合わせや、より適切な移動支援のあり方を検討するため、課題別会議として、**移動支援のあり方検討プロジェクト**を下半期に設置した。

【市町村障害福祉計画（市町村障害児福祉計画を含む）策定にあたっての協議会の意見の提出】

第5期横須賀市障害福祉計画（第1期横須賀市障害児福祉計画を含む）策定にあたっての協議会の意見の提出方法として、平成29年6月から7月までの間に、実務者運営会議で具体的な検討を行い、全体会の承認を得たうえで、平成29年7月に、協議会としての意見を文書により市へ提出した。

【平成30年度の協議会の組織改正の決定】

基本的な考え方として継続的な実施内容（①相談支援の質の向上②サービス等利用計画等の作成の推進③教育・家庭・福祉等の連携の推進）に加え、重点課題として考えられる課題（①緊急時等の短期入所の利用調整②移動支援に関する様々な問題）について整理をして平成30年度以降の協議会の組織のあり方を見直した。

また、協議会全体として、各会議の開催回数が増え続けている現状を踏まえ、類似の会議を統合し、開催内容、開催月を事前調整することにより、その役割と機能を損なわない範囲で、各会議の開催回数の削減を図った。

「実務者運営会議」の役割として、「協議会の運営全般の進行管理」「研修の企画」、「基幹相談支援センターの進捗状況の確認」は継続とし、「市町村障害福祉計画の策定に関する協議会の意見の検討」を削除することとした。

「つながり創り連絡会」のうち「相談支援ネットワーク連絡会」を「相談支援連絡会」に名称変更し、「くらしを支える連絡会」「こども支援連絡会」は継続実施とすることとした。

「個別支援調整会議」のうち困難事例等調整に関しては継続実施とするものの、相談支援連絡会と同一月に実施しないように調整をすることとした。また、苦情等調整関係の機能に関しては報告内容を変更して実務者運営会議や全体会での議題に移行することとした。

「課題別会議」については、「短期入所利用調整プロジェクト」は「短期入所のあり方検討プロジェクト」と名称変更をすることとした。また「移動支援のあり方検討プロジェクト」は継続実施とし、「受注機会拡大プロジェクト」は市主催の会議へと移行することとした。

【市のホームページ等による情報発信】

平成28年度の協議会の活動報告書を、市のホームページに掲載した。

また、平成29年8月に、「第5期横須賀市障害福祉計画（第1期横須賀市障害児福祉計画を含む）策定にあたっての協議会の意見」を、市のホームページに掲載した。

4. 全体会の概要及び開催状況等について

【全体会の概要】

役割	個別事例から地域全体までを視野に入れ、各連絡会・各会議の現況の報告を受け、その内容について意見交換し、協議する場。 障害関係機関だけではなく、多くの福祉関係機関への周知を役割とする。
回数	年2回 ※ 臨時全体会1回 研修会1回
委員構成	横須賀・三浦障害保健福祉圏域自立支援協議会、横須賀市障害関係施設協議会、児童系サービス事業所、横須賀・三浦作業所連絡会、 神奈川県精神障害者地域生活支援団体連合会 横須賀・三浦ブロック、居宅介護事業所、横須賀グループホーム連絡会、障害者施策検討連絡会、障害当事者（たけのこ会）、障害者相談サポートセンター、就労系サービス事業所、 よこすか障害者就業・生活支援センター、横須賀商工会議所、横須賀市社会福祉協議会、横須賀市民生委員児童委員協議会、横須賀市障害福祉相談員連絡会、 神奈川県立武山養護学校、横須賀市療育相談センター、神奈川県鎌倉保健福祉事務所、横須賀市児童相談所、健康部保健所健康づくり課、こども育成部こども青少年支援課、教育委員会学校教育部支援教育課、福祉部障害福祉課
事務局	福祉部障害福祉課

【全体会の開催状況】

	開催日	内 容
第1回	平成29年 7月27日(木)	<ul style="list-style-type: none"> * 平成28年度 協議会活動報告について * 平成28年度 障害者相談サポートセンターの活動報告について * サービス等利用計画等の進捗状況について * 各連絡会・各会議の活動状況について * 平成29年度の協議会の取り組み（案）について * 第5期横須賀市障害福祉計画（第1期横須賀市障害児福祉計画を含む）策定にあたっての協議会の意見（案）について * 意見交換
臨時 全体会	平成29年 11月20日(月)	<ul style="list-style-type: none"> * 基幹相談支援センター等に係る横須賀市の考え方について
研修会	平成29年 12月8日(金)	<ul style="list-style-type: none"> * 主に協議会を構成する地域の関係機関の職員を対象にした「障害者の権利擁護」の研修会を実施 <テーマ> 当事者への権利擁護 支援、それとも権利侵害なのか ～その支援の主語は誰ですか～ * 支援を行っているつもりが、視点の違い等から本人のニーズとは異なる支援、あるいは権利侵害につながってしまうリスクがあると考えられる。具体的な事例をもとに、本人の権利を守る支援とは何か、相談支援事業所、就労継続支援B型事業所、行政の立場からパネルディスカッションを行った。 * 具体的な取り組みや事例の紹介を通して、各現場での日常的な支援の振り返りのきっかけを与えることを目指した。
第2回	平成30年 3月28日(水)	<ul style="list-style-type: none"> * 各連絡会・各会議の活動報告について * 権利擁護研修会の報告について * サービス等利用計画等の進捗状況について * 平成30年度の協議会の組織改正（案）について * 意見交換

【全体会での主な意見など】

	内 容
第1回	<p>＜平成28年度障害者相談サポートセンターの活動報告について＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 基幹相談支援センターに移行した際、委託相談支援事業所、指定特定相談支援事業所と、基幹相談支援センターの役割分担の割合はどうか。各サポートセンターからの報告に挙がっている相談件数を全て基幹相談支援センターで受け持つことになるのか。 <p>～ 事務局より ～</p> <p>横須賀市の基幹相談支援センターは今ある4カ所のサポートセンターを1カ所にまとめて、国でいう基幹相談支援センターの役割を上乘せする形になる。</p> <p>委託相談支援事業所では、サービス等利用計画につながる相談件数が増えていて、一般相談にじっくりと取り組めないという現状がある。基幹相談支援センターが立ち上がったとしても、そういう傾向はある程度続くと思う。計画相談を受けられる指定特定相談支援事業所の数を増やし、サービス等利用計画はなるべくそこが作成し、計画相談支援につながりにくい一般相談を、なるべく基幹相談支援センターで受ける、ということがひとつの考え方になる。ただ、どれだけ予算がついて、どれだけ人員が配置されるかが分からないので、その役割分担や割合は今の段階では示せない。</p> <p>基幹相談支援センターは委託相談支援事業所になるので、一般的な相談をメインにして、サービス等利用計画を立てられる相談内容については指定特定相談支援事業所につなげる。ただ、その中でも、かなりのサービス調整が必要な場合や、虐待につながるような場合には、基幹相談支援センターがサービス等利用計画の作成も含めて相談を受けていく、という流れが良いと考えている。</p> <p>予算や人員配置などがある程度明らかになった段階では、4つのサポートセンターと市の方で、引き継ぎなど、どうやっていくかを、検討していく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 相談支援を利用されている方々が困らない形で引き継いでほしい。よく話し合った上で、方向性を定めてもらいたい。 ○ 基幹相談支援センターは、まだ、具体的な内容が明確にされていないと思う。サポートセンターの役割がそのまま受け入れられるかということもまだ明確ではないと思う。もう少し煮詰めてもらわないと、見通しが立たないのではないかと。おそらくサポートセンターでは様々な準備が始まっていると思うので、その兼ね合いがどうなるのかが、今の一番の課題だ。 ○ サービス等利用計画の作成が増える中で、サポートセンターがやりたいと思っても、できなかった部分、スーパーバイズができる体制や、ワンストップで相談を受けられる体制、研修の実施など、話し合ってきた中でいろいろ出たと思う。是非それらが可能になるような基幹相談支援センターにして欲しい。 理想としている部分に手が付けられるように、人員についてもプラスアルファの部分を考えていてもらいたい。 ○ 発達障害の人数のカウント方法が4つのサポートセンターでバラバラなのではないか。発達障害の中でも、知的障害を伴うかどうかで分けられるはずだ。課題を明確に捉えるためにも、分けた数字が欲しい。4つのサポートセンターでカウント方法が統一されてないと正確な数字はわからないと思う。 <p>＜各連絡会及び各会議の活動状況について＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 受注機会拡大プロジェクトで作成したチラシなどの効果はあったか。 <p>～ 事務局より ～</p> <p>今はまだ目に見える効果は表れていない。さらなる周知をしていきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ いつもながらの各会の素晴らしい活動に感謝したい。活動をいかに当事者の生活に活かしていくかが一番の課題だ。そのためには相談支援事業だけでなく、障害者の生活の担い手であるサービス提供事業所が発展していかなくてはならない。よりいっそう、この場で検討し合い、互いに具体的な活動をしていくことを求めたい。

- 新しい事業ができてから、当事者に届くまでに時間差がある。なかなか情報を受け入れる力がない方や、それを利用することにメリットがあると理解するまでに時間がかかる方に届く頃には、既に希望者がいっぱいパンクしているということがある。
基幹相談支援センターが出来たとして、利用してみて良かったということがわかれば、今まで相談に行かなかった方もたくさん相談に訪れるようになるかもしれない。情報弱者や、利用を迷っている方の眠っていたニーズが目覚めた時のことも考えて、対応できる計画にしてほしい。

<第5期横須賀市障害福祉計画（第1期横須賀市障害児福祉計画を含む）策定にあたっての協議会の意見（案）について>

- 居宅介護の充実という項目はあるか。項目立てとして居宅介護支援の充実を入れることはできないか。是非お願いしたい。

～ 事務局より ～

文言自体はないが、地域生活支援の充実の部分に、上記項目については書かせてもらっている。別立てで項目にすることについては、皆さんが良ければそのようにする。

- スクールバスの稼働率の上昇や他の通学支援の手段の確保など、とあるが、具体的にその他の手段はあるのか。それについて学校が取り組んで解決していくのか、それとも横須賀市の計画なので、市の教育委員会が中心となって取り組んでいくのか。

～ 事務局より ～

他の通学支援の手段として、例えば横浜市で行っているような、ボランティアによる通学支援ができないかというような、確定的なものではなく、他の可能性を探れないかということだ。県立と市立、養護学校と他の学校とでも違うと思うので、この時点では特に何をというより、教育としての課題として何らかの形で考えてもらった方が良いという意味合いが強い。

- 金銭管理支援の充実の部分で、「あんしんセンターの金銭管理業務の範囲を拡大」とあるが、国の動きとして成年後見制度の利用促進があり、補助程度の方であれば、成年後見制度を使うように勧めていくような方向になってきている。予算的な部分においても、金銭管理については、日常生活自立支援事業ではなく、生活困窮の方の中の予算に入ってきている。

そのような国の動きがある中で進めていくとなると、横須賀市独自の施策として進めていけるかどうかも含めて、協議をしながら考えていかなければいけない。国の動きも見ながら進めないとなかなか難しい。

社会福祉協議会でも第5次地域福祉計画を策定することになっているので、できればリンクした形になるように、一緒に検討して行きたい。

- 発達障害児者に対する支援について、精神障害の方を主とする事業所にも発達障害の方の通所が増えているが、知識がなく、対応に苦慮することもある。
発達障害児者支援センターがあれば、学べる機会も増えると思うので本当に助かる。できれば早い時期に設置してもらいたい。

<基幹相談支援センター等に係る横須賀市の考え方について>

- 障害者相談支援事業の見込量について、平成30年度は4、平成31年度、32年度は5ということは、この横須賀市障害とくらしの支援協議会（以下、協議会と表記）に以前から示されていたものなのか。協議会にこの数字を示したのはいつか。

～ 横須賀市より ～

平成29年9月19日の第5期横須賀市障害福祉計画等検討部会（以下、計画検討部会と表記）では、障害者相談支援事業の見込量は、平成31年度、32年度ともにゼロで、基幹相談支援センター等の設置の項目がともに1となっていた。

4、5、5、という数字の資料を初めて出したのは、10月12日の計画検討部会だ。協議会で示すのは本日が初めてだ。

臨時
全体会

- 10月12日の計画検討部会の際、この数字が示されたが、その場では行政以外の委員全員が反対だった。障害とくらしの支援協議会ではそれまで基幹相談支援センターの設置に向けて、平成30年度に一部を、平成31年度に障害者相談支援事業を解消させるという話を進めてきたので、まさに青天の霹靂だった。

計画検討部会は6月から10月まで毎月1回、全5回開催された。最後の10月になって初めてこの数字が示されたので、なぜこうなったのか、これまで協議会で2年半かけて作り上げた意見書はなんだったのかと、皆が戸惑ってしまった。

事前にこの協議会に話があった上で、検討した結果というのであれば、納得もできるが、それも全くなくこの案が出てきてしまったことに非常に驚き、皆が反対した。その日には結論は出ない状態だった。

その後、案を横須賀市社会福祉審議会（以下、審議会と表記）に条件付きで提出することになった。それは、パブリック・コメントの日にちが決まっていた、その次は議会を通り、市長が計画を出していくというスケジュールが全て決まっていたからだ。そのため、我々はこの案には反対だ、という意味を示すため、条件付きで審議会に提出した。

- 審議会でも、この部分について議論をした。やはり納得がいかないからだ。ただ、来年度予算等のスケジュールもあるので、話し合いの経過も含めて、どこかできちんと明らかにしていく、公にすることを条件に、パブリック・コメントにかけることを了承することにした。

この基幹相談支援センターの設置について2年半議論をしてきたことが、10月になって急にこのような形になるのは違うのではないかとずっと訴えてきた。

それも含めて、協議会でもきちんと説明してもらわないと、違った方向に行ってしまう恐れがあるので、今回臨時全体会を開いた。平成30年度以降の部分の少しでも早く、きちんとした形で協議の場を設けないと、なし崩しになってしまう。

- 5か所目の障害者相談サポートセンター（以下、サポートセンターと表記）を西地区に作れば地域に根ざしていくだろうという案だが、今までの議論の中で、なぜ5か所目を作る案が出なかったのかを考える必要がある。横須賀市内には地域に指定相談支援事業所が21か所所在している。協議会としては、このことこそが地域に根ざすということであり、意見書の骨子としていた。

ただ、指定相談支援事業所は力があるところもあれば、そうではないところもある。そして、市内4か所のサポートセンターの現状がどうだったのかといえば、頑張っているけれども、得意分野がどうしてもあるので、障害種別関係なく3障害全てを対応するということが無理があった。相談者が結果的にたらい回しになってしまうこともある。数字だけだと、地域に十分あるように見えるが、合ったところに行くと、遠くなってしまふ。それでは地域に根ざしたものにならない。

そうならないために、指定相談支援事業所をしっかりと育てる必要があり、また、そのためには中心に基幹相談支援センターを据えて、スーパーバイズを可能にする必要がある。その基幹相談支援センターを支える必要があるので、サポートセンターは集約して発展解消するという形が、この協議会でまとめ上げて提出した案だった。

5か所目のサポートセンターを西地区に作って解決するなら、その案が最初から出てきていたはずだ。既存のサポートセンターがうまく機能していない部分があったために、サポートセンターを増やすのではなく、基幹相談支援センターを作って、中心からスーパーバイズができて、3障害全てに対応できる、連携できる、力のある場所が必要だということを考えて、様々な意見の衝突を経て意見書にまとめた。

そのため、5か所目のサポートセンターを作って基幹相談支援センターは設置しないという案については、やはり違うのではないかとということ、計画検討部会では話した。

～ 横須賀市より ～

我々もサポートセンターの数を増やせば済むとは一切考えていない。そこだけは誤解の無いようお願いしたい。障害者の相談支援体制の全体の中で、サポートセンターのあり方を、事業の見直し等も含めて、検討しなければいけないと考えている。

- 協議会で長年継続して話し合われてきた意見が、急に変更されてしまったことに危機感がある。この協議会の中では他にも、協議や意見交換等なされているが、これまでの経過を見ると、各会でまとめてきた話も反映されていかないのではないかと心配だ。

高齢者などの分野について、今この裏では、高齢者保健福祉計画や、介護保険事業計画についての話し合いがあるが、障害福祉課が出ていないように思う。歩み寄りも必要なのではないか。

サポートセンターの実態として、やはりこれまでの事業所の経過もあり、3障害一体で十分な相談が出来てきたかということ、胸を張ってそうは言えないという課題が数字の面からも見えている。基幹相談支援センターを設置する際の案にも上がっていたが、サポートセンターの役割の整理と評価項目はどうしても必要になってくると思う。新しい案で進めるとしても、ずっとこの課題は引きずっていくように思うので、先々話し合う場が欲しい。

～ 横須賀市より ～

繰り返したが、サポートセンターについては数が増えれば良いと思っているわけではない。それぞれに得意分野があることも承知している。ただ、「我が事・丸ごと」のことを考えると、そうも言っていない。そこに評価という言葉を使うかはわからないが、サポートセンターの役割についても意見を聞きながら明確に示していきたい。

冒頭に説明をし忘れたが、高齢者と介護保険の計画については、平成30年度に地域福祉計画を策定する予定だ。これは7、8年前まではあった計画で、所管の課がそれぞれ作成している分野別計画の上位計画にあたるものだ。分野別計画に横串を刺すような形を考えている。メンバーはまだ決まっていないが、現在の予定では平成30年度に地域福祉計画の検討部会となるものを開き、平成31年4月からは地域福祉計画がスタートする流れになっている。

福祉部、健康部、こども育成部、あるいは他の部も巻き込んだ形で、横須賀市の福祉に関する最上位計画になるものを作るということになっているので、その中でしっかりと議論されるはずだ。

- 個人的には「我が事・丸ごと」の体制が将来的に横須賀市で実現するならばごくありがたいし、将来そうなると良い。ただ、現実を見ると、専門的な機関が必要な発達障害について、あちこちに行っても、満足できる場所がない。基幹相談支援センターの機能にあったように、より専門的な内容でも受けられる、他がだめでもそこへ行けば大丈夫という場所が、必ず1カ所は必要だ。それをどのように計画的に設計していくかが今後の課題だ。

- 平成30年度に関係機関等と協議して、とあるが、関係機関等とは具体的にどこか。

～ 横須賀市より ～

協議の進め方や、どこの誰で協議をしていくのか、協議会や障害者関係の各団体と進めていきたい。この協議会の場でもご意見をいただけるとありがたい。

- 厚生労働省の政策担当課長に確認したところ、「我が事・丸ごと」については、まだ先が見えておらず、全国展開していくには時間がかかるだろうということだった。

障害の問題はある意味で、高齢の問題も含み、多岐にわたる。介護の分野とは違って、障害は専門性、特有性を要求される。これを「我が事・丸ごと」に持っていくのは相当な力のあるところでないといけない。横須賀地域全体で出来るのか。時期尚早ではないか。まずは基幹相談支援センターが21カ所の指定相談支援事業所と連携を取っていく時期なのではないか。

「我が事・丸ごと」で、介護保険と一緒にになると、数に押されて、障害の特有性が見えなくなる可能性がある。突然、「我が事・丸ごと」が出てきたということについて、横須賀市としてのビジョンが見えてこない。言葉として先走ってはいないか。

今回の件はショックだ。今後、障害者関係機関で協議をするということで多少の安堵はあるが、障害関係の問題は、本当に広く、相談の分野も様々だ。就労の問題など、一生を通して見ていかなければいけない。高齢者は今後も増えるので、量でいうと、介護保険の絶対的な大きな流れに押されてしまう不安がある。「我が事・丸ごと」で障害の問題が本当に見えてくるのか心配だ。

～ 横須賀市より ～

決まりきったビジョンは無いが、今できることからやっつけていこうと考えている。例えばサポートセンターを5カ所にした時には、地域包括支援センターや健康福祉センターなどがそれぞれの地域ごとにあり、それらの障害者、高齢者、児童の機関が連携をしてやっつけていく、という構図を考えている。

一度サポートセンターを1カ所に統合してしまうと、仮に、「我が事・丸ごと」の考え方で進めていくことになった場合、障害者の相談をできる場所が無い地域ができてしまう。再度それぞれを立ち上げるには相当な労力がかかる。まずは地域ごとのサポートセンター、地域包括支援センター、健康福祉センターが連携して地域ごとに支え合うことを目指す形になる。

平成30年度については、協議の仕方を含めて関係機関等に相談したいと思っている。いきなり事業所や介護・高齢のところに話を持っていくということはない。地域福祉計画の具体的な検討が始まると、障害、高齢、児童など、あらゆる分野の委員が集まって地域福祉計画を作っていくことになる。その中である程度のビジョンは示せるようになると思う。

- 基幹相談支援センターの中止という方向で説明があったが、問題はその理由だ。国が打ち出した「我が事・丸ごと」という考え方を題材に出したところまではわかるが、その考え方は障害者特有の問題の社会的認識をなくす方向であると思う。

もしも、横須賀市行政の基幹相談支援センターを止めるという判断が、障害者特有の問題の社会的認識を埋め込んでしまう方向であるならば、絶対にやめてほしい。障害者特有の問題を、高齢者と同じように地域福祉の中に埋め込んでしまおうということであれば、断固反対する。

言うまでもなく、障害者には障害者特有の問題があり、高齢者には高齢者特有の問題がある。児童も同様だ。そういった問題をしっかり認識して、それに伴った相談支援事業を確立していかなければ、本当の地域福祉はあり得ない。形は基幹相談支援センターでも5か所のサポートセンターでもどちらでも構わない。

あくまでも、横須賀市行政がこれからも障害者特有の問題をしっかりと認識して、それに対応するのであれば、また、5か所のサポートセンターによって横須賀市の障害者福祉がなおいっそう障害当事者の生活を支えられるということであれば、納得できる。

今回の件は、これまで準備してきた者にとっては大変な事だ。従って横須賀市行政は障害者特有の問題に対する認識を必ず守り、形はどうあれ、横須賀市において障害者福祉が発展するように努力してほしい。

- 協議会は様々な機関からの委員で成り立っている。先ほどまでに上がった意見も含め、いろいろな面で立場の違いもありながらも、この2年半で委員達が納得して出したのが、基幹相談支援センター設置についての案だった。

形はどうあれ、ちゃんと機能していれば良いのだが、「我が事・丸ごと」への変更について、障害当事者や支援の当事者に意見を聞く場はあったのか。この「我が事・丸ごと」について賛成したのは誰なのか。単に国から出てきたから、ということならば、それに左右されるより、地域で関係者が皆で集まって決めたことの独自性の方が、継続性はあるのではないか。この「我が事・丸ごと」へシフトするという意見の発信元はどこなのか。

～ 横須賀市より ～

まず、委員の意見に基幹相談支援センターの中止という表現があったが、必ずしも中止ではない。平成30年度の関係機関等との協議では、基幹相談支援センターのことも念頭に置きながら議論をしていく予定だ。

また、国から出てくるものには、横須賀市にとって取り入れた方が良いもの、一部取り入れるもの、横須賀市に合った形に変更して取り入れた方が良いものなど、様々ある。

今回の件は、福祉部内で国からの通知を様々確認していく中で、「我が事・丸ごと」を考えた時に、地域のサポートセンターは残す必要があるのではないかと、基幹相談支援センターは中止するのではなく、その先に必要性に応じて設置することを含めて考えていきたいということになった。国からのことは何でもというわけではない。

- 福祉部内で相談して決まったということだが、横須賀市はこの協議会のように現場の意見を聞くところが良いところだと思っていた。今回の件は、現場の意見よりも、福祉部内で考えたことの方が良いと判断したということになる。

今回の関係機関と2年半かけて決めたことを、協議せずに変更した。今後の関係機関等と協議して再度決めていくということも、今度は別の関係機関を呼びことになるのであれば、巻き戻し映像ではないが、また同じことの繰り返しになるのではないかと。

～ 横須賀市より ～

国から出てきたものを取って、協議会の意見を無かったことにしたと受け取られるかもしれないが、必ずしもそうではない。基幹相談支援センターについては再度協議の遡上に乗ると考えている。ただ、横須賀市としては、サポートセンターを残していきたいということで、必ずしも二者択一ではない。

関係機関等との協議についても、勝手に行政がこの場を無視して決めていけない。平成30年度といっても時間はないので、協議の進め方を含めてこの場でご意見をいただけるとありがたい。

- 基幹相談支援センターを作るということで話が進んでいたが、実は個人的には4か所のサポートセンターをなくすことが心配だった。地域にある存在感とそれぞれの持つ専門性は必要だと思う。基幹相談支援センター1か所に集約するとしても、サポートセンターは残しておいてほしい。ただ、予算の都合などを考えると仕方ないことなのかと思いつつ会議に出ていた。

これまで私たちが話し合ってきたことが急に変わったのはショックだとは思いますが、一度立ち止まって考えてみることも必要だ。悔しさもあるが、振り返って考える機会であるとも感じている。

- 今の委員のような意見も含め、2年半の議論では多くの意見が出た。その議論の中でなぜサポートセンターを集約しようとなったのかということ、3障害全てを対応するという部分が機能していなかったからだ。形はどうあれ、障害者に取って良いものが出ていけば問題はなかったのだが、それができていないという現状があった。その上での話し合いだった。

障害者にとって使いにくい現状であるということに基づき、4か所のサポートセンターだけでなく、市内に21か所ある指定相談支援事業所を大きな地域のネットワークにして、しっかりと地域に根ざしたものを、そして、相談者がたらい回しにならないように整理をするために、きちんとスーパーバイズしていける人達がいて、困難ケースを指定相談支援事業所も含めて皆でサポートしていけるような相談支援事業所を作りたいということが根底にあった。

基幹相談支援センターは、決して逆行するものではなく、むしろ地域に根ざしたものになると考えていた。もちろん、本当に実現するのはかはやってみないとわからないので、不安はある。ただ、皆で決めてきたということに大きな意味がある。知らないふりはもう誰もできないくらいに議論を重ねてきた。必ず成功させなければいけない、そのために話し合ってきた、という形になっていくのがいちばん良い。

先の委員の意見と同様の心配は我々にもあった。ただ、本当の意味での地域に根ざしたものを作っていききたいという思いがあって出来上がった協議会の意見だった。

「我が事・丸ごと」に反対しているわけではない。上手くいけば、形はどうでも良い。要は皆で考えて良い形に持っていきたいだけだ。

今回の何が問題なのかということ、2年半、当事者の方を含め、市民にもヒアリングをして多くの意見を聞いて作ってきたものを、計画検討部会の最後だったの1回で覆され、信頼感が総崩れになってしまったこと、我々を信用してもらえなかったということだ。

もう一つは、誰のための計画なのかということだ。障害者のためにやっていくものなのに、そこに障害者の姿が見えない。その点でも信頼感を失った。今後も検討して皆で決めていったところを、行政にぼんと投げられてしまうのではないかという危機感がある。以上が、今回我々が反対してきた大きな理由だ。先ほど横須賀市から話があったが、全て含めて再度協議する、基幹相談支援センターも含めて考え直す、ということで良いか。

～ 横須賀市より ～

あらゆる選択肢を排除しないような形でやっていきたい。協議をしていく中で、また意見が出ると思うが、横須賀市としてはサポートセンターを1つ増やして5か所にするという方針だ。サポートセンターの数をどうするかではなく、サポートセンターを残して地域ごとにやっていきたいという考えは持っている。

- 市民は5か所目のサポートセンターのことは知らないと思うが、そのあたりどうなのか。

～ 横須賀市より ～

平成30年度の協議については、表現が難しいが、白紙にする、市の考え方も協議会の意見も同じテーブルに乗せて議論するということになる。あらゆる選択肢を排除しない中で協議をしていく。

- 5か所目のサポートセンターを作ることはあくまでも市としての考え方で、今後の協議の場では、そのこと前提ではないことをこの場で確認させてほしい。

～ 横須賀市より ～

その通りだ。

- 横須賀市行政と我々、障害者の間には共通の理念があると思う。障害者が幸せになる、これは両者共通の理念だと思う。物事を決める時に常にその理念に立って行ってほしい。基幹相談支援センターも、「我が事・丸ごと」も国の考え方だ。国の動向によって、全て横須賀市の政策が決まるようでは困る。やはり横須賀市の独自性を持って障害者のために活動を展開していきたいと思う。形はどう変わろうと、その理念さえ変わらなければ、我々は頑張れる。

- 今回のことで、我々と行政との信頼関係に多少なりともひびが入った。これを関係修復していかないと、今、発言された委員の話のような形にはなっていない。どこか信頼できないという思いを持ち続けるのは良くない。

それを変えていけるような、今後の協議の場を作っていきたい。

- 先ほどの委員の言葉「横須賀市行政と我々、障害者の間には共通の理念があると思う。障害者が幸せになる、これは両者共通の理念だと思う。物事を決める時に常にその理念に立って行ってほしい。」が全てだ。中心は障害者にある。そこが一番重要なことだ。

サポートセンターはこの基幹相談支援センターへ移行するための、引き継ぎ準備を進めていたところだった。

過渡期にはどうしても一時的に、どこかに迷惑をかけることになり、しわ寄せが行ってしまう。障害者のためになることを、できるだけ早く、迅速にやらないと、そのしわ寄せは大きくなる。

ひとつ提案だが、またあり方検討会から始めると、決定までにとても時間がかかる。そこで、この協議会と障害者施策検討連絡会、サポートセンター、指定相談支援事業所で、今までの議論をベースにしてどうすれば将来的に「我が事・丸ごと」につながれるようになるのかを、名前や形にこだわらずもう一度考えていく、ということをお願いしたい。

協議の場が多いと時間がかかる。今回このような溝が出来てしまったのは、協議したものを市で検討するという形だったからだ。基本の考え方や、先の委員の意見にあった理念は一切変えずに、市と一緒に協議をする。平成 29 年度中には方向性を決め、平成 30 年度中にはできる準備をして、平成 31 年度 4 月には発足ができるように、可能な限り迅速に進めたい。会長と副会長に任せてもらえるのであれば、先ほどの機関へそれぞれお声掛けをして、委員を募り、そのようにさせてもらいたいが、どうか。

～ 全体会 会長より ～

この提案について意見はあるか。無ければ、この場で採決したい。基幹相談支援センターと、地域生活支援事業、中でも相談支援事業のあり方について、市と一緒に協議をしていく場を作っていく。その人選については、この協議会の会長である私と、副会長に任せたい。ということで提案をさせていただきたいが、どうか。

▼上記会長からの提案については賛成多数で可決された。

- ひとつ確認だが、今までは市と協議をしていたわけではないということか。市と協議をするということについて、具体的に意思決定がどうなるのかということについても明らかにしておいた方が良くと思う。同じ流れになる可能性もあるのではないかと。トップの一言でその通りになってしまうということもあるのではないかと。

- 我々としては市と一緒に協議をしていると思っていたところがあったが、事務局なので、積極的に意見を述べることはなかなか難しい立場だったということの後から聞いて、改めて気づいた形だ。

- 今まで市は事務局という形では参加していたが、協議ではなかった。今後については、こちらで提案させていただいた方々の中に市と一緒にいって、本当の意味での協議をし、これからの意思決定をしていく。しっかり話し合ってもらおうということで、今回のように急に案が出てくることはないはずだ。

～ 横須賀市より ～

これは協議なので、メンバーは誰になるかわからないが、市は事務局の立場では一切入らない。

- 必要だと言われたり、必要ないと言われたり、サポートセンターの相談員としてとまどっている。今年度に入って障害福祉課と一緒に、基幹相談支援センターに向けて利用者に混乱が起らないように年単位の準備を進めてきた。その準備は一度ストップするが、いずれの形になるとしても、利用者は動かなければならない。人の人生に触れる仕事なので、その責任を果たしていかなければいけないと思っている。その中で、今回の件も利用者一人ひとりの人生に触れているということを伝えておきたい。

平成 30 年度に地域福祉計画の検討が始まる中で、「我が事・丸ごと」で障害福祉はこうであるということが下りてきて、協議して検討したことが、またそこで覆ることにならないのか。確認したい。

～ 横須賀市より ～

予算もあるので、地域福祉計画を作ることが100%担保されてはいないが、平成30年度には議論を始めるということになっている。平成31年度に何か費用のかさむことを始めるといふことになれば、平成30年の9月くらいには予算を決めていかないといけないので、平成30年度中には方向性が見えると考えてもらって良い。

ただ、予算が必要なものなので、費用によってはできないものもあるが、パブリック・コメントの中でも、協議をして決めていくとしているので、協議で決まった内容についてはしっかり受け止めて、予算要求をしていきたい。

- 個人的に基幹相談支援センターができれば、その後に忘れて欲しくない課題があった。先の話になるが、この「我が事・丸ごと」で実現したら良いと思っている。地域ごとに連携してやっていく中で、どこにも相談しない・できない人達、ひきこもっている人達に福祉サービスの手が届くようなきめの細かい相談支援体制ができれば良いと考えている。次の課題になると思うが、この地域福祉計画が始まるのであれば、そういう考え方、今まですくい上げられなかった人たちも、救っていくという部分も是非入れて頂かないと、親が高齢化して引きこもっている40代、50代の人たちはどうなっていくのかと思う。

＜各連絡会及び各会議の活動状況について＞

- 17歳、18歳、64歳におけるライフステージの移行や、学齢期以前のリハビリ、PT・OTとの関係性など分断された喫緊の課題が点在している。ライフステージを切れ目なく、どこがどのように見ていくかは重要な課題のひとつだ。施策的な課題にもつながる。

平成30年度から、障害福祉サービスの給付が変わる。就労継続支援B型事業所は、支払った工賃で報酬が左右される。受注機会拡大プロジェクトの活動については、工賃や売上が上がったか見えてこないのので、結果を検証する必要がある。事業所が活性化されるのか、課題が出てくるのか、そこまで追っていく考え方があると良い。

短期入所については、地域生活支援拠点等についての議論につながる話にしていかないといけない。重度高齢化している方、緊急性の高い方を、地域でどう受け止めるのか。制度が市町村に投げかけられている以上、そこに対する答えが導き出せるような内容だと良い。ここについて手つかずになっているのが横須賀市の現状なので、どこを目指すかといった時に、地域生活支援拠点等の課題が目指すべきひとつだと思う。

横須賀市は手厚いが、移動支援の使われ方は、横須賀市内の公共交通機関が障害者に対して使いやすいものなのかどうかと関係がある。一体的に考えていくべきだ。障害者に限らず、誰でも使いやすいものを使う。横須賀市は移動支援を使わなければならない街なのか、公共交通機関の利用を促進していく方が住みやすい街になっていくのか、広く捉えていって良い。

- 各連絡会で、移行がテーマになっているが、大事なものは制度なのか、障害当事者なのかというポイントを押さえながらこのテーマを考える必要がある。ただ18歳と65歳で、制度が変わるから、生活も変えなければならないということは非常におかしな話だ。移行はできる範囲で行うべきで、無理に行うべきではない。ここを押さえてもらいたい。

くらしを支える連絡会では具体的な課題が結構出ている。課題はどんどん出すべきだ。今大事なのは、行政や一般社会が障害者の生活の中に、どのような課題があるかを認識することだ。問題解決をしようと決して慌てず、課題をどんどん出していく。これを横須賀市の地域社会で、確固たる意志で行うことが今、大事な事だ。まず課題を出すこと、それが各連絡会における今の役目だ。

移動支援の課題について、内容はわかるが、念頭においてほしいのは、移動支援は障害者が社会で自由に生きるための社会資源だということだ。様々な問題はあっても、障害者が自由に生きる権利を大事にしながら活動を展開してほしい。

～ くらしを支える連絡会 会長より ～

人材不足やグループホーム運営の厳しさ等、課題は様々あるが、具体的に取り組みそうなこともある。例えば、グループホームのネットワーク構築や支援者同士のつながり作りなど、一歩でも前に進めるようにやっていきたい。

- 移動支援の利用についてまとまっているなら知りたい。施策検討連絡会の学習会では、他の支援で受け止められないものは、使いやすい方に流れる、という話があった。個人的には、放課後等デイサービスや、移動支援がそれに当たると思った。使いやすい制度が膨らんでしまう、その伸びを考える時に、なぜそこに流れるのか、隙間にあるニーズは何か、それらを合わせて考えていけると良い。

第2回

～ 事務局より ～

平成 29 年度 4 月からサービス請求コードを通所、通学、車両使用の有無など分けるようにした。

その傾向を見ると、7割が車両を使った移動支援だった。目的としては、通学や通所の利用が7割で、余暇の利用はそこまで多くなかった。

通所については、大人の通所の他、児童発達支援や放課後等デイサービスが多くの時間を占めていた。隙間という部分でいえば、お子さんが母親の仕事が終わるまでの間、1人では帰れないので、その部分を移動支援で、という使い方が多かった印象だ。

<平成 29 年度 障害者の権利擁護研修会について>

- 参加してみた個人的な感想だが、就労継続支援B型事業所の事例発表を聞いてすごく暗い気持ちになってしまった。グループホームを運営している立場として、社会的入院という結論も仕方ないと思える内容だった。でも、おそらくその場にいた人達は、グループホーム側をひどいと感じて帰るのではないかと思い、嫌な気分で帰ってきた。報酬単価の課題もあり、現状では無理なこともある。非常に難しい問題だと思うが、それをどのように考えていけば良いのか。もう少しフォローが欲しかった。
- 権利擁護という一方で、不快な思いで帰られる方もいる。なぜそうになってしまうのかをもう少し掘り下げられれば良かったと思う。今後活かしたい。
- 委員の話は重要だ。緊急短期入所の問題もそうだが、福祉でサポートできないとなると病院で、ということになる。本当に福祉ではできないのか、どこまで議論を尽くした上での結論なのかを問われていると感じた。グループホームが機能すれば、権利擁護につながるというわけではない。横須賀市の福祉がもう少し底上げされるように考えていかなければいけない。
- 前からずっと思っていたが、権利擁護とは何なのか。何か、虐待があるとか、支援者の言葉づかいが悪かったとかという問題に捉われてしまう。
今の話は、グループホームという制度のあり方につながってくる問題だ。これからの権利擁護研修会のテーマを選ぶ時には、制度のあり方等ハード面も取り入れていただきたい。ソフト面だけを見て支援者の責任を追究するだけでは不十分だ。
制度や社会資源のあり方等ハード面も含めて、障害者の権利をどう守っていくか、その根本的な視点に立って研修会を行ってほしい。

<サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の進捗状況について>

- 障害福祉課からセルフプランを薦められたという話がある。一見すると課題が無いような、セルフプランでも大丈夫そうに見える人でも、しっかり話を聞いてから判断してほしい。
- サービス等利用計画（以下、計画と表記）の作成数について、事業所間での差はどうなっているか。

～ 事務局より ～

手元に資料が無いので正確ではないが、一番多いところで200件弱、少ないところで数件だ。50件以上作っているところは7～8か所程度で、その内一番多く作成しているところが200件弱、次が150～160件、次いで80件程度が2か所ほどあった。

児童でいうと、一番多いところで300件近く、次いで100件程度で、その2か所でほとんどを占めている。

- 今後の適正な相談支援体制を考えた時に、これまでは1人の相談員が抱える計画作成の適正件数がわからなかったが、今回1人あたり35件という数字が国から提示されたことで、横須賀市内の状況についてある程度予測を立てられるようになった。
1事業所で200件、300件の計画作成をしている場合に、相談員の人数が揃っているなら適正だが、いない中でこの数字であれば、質の向上を考えると、内容としてやはり適正とは言えない。
この、1人あたり35件という数字をもとに、横須賀市内を見渡すことで、より良い、質の高い障害福祉サービスを提供する体制の仕組みが取れるのではないかな。

<障害相談支援体制に関する会議の開催状況について>

- 基幹相談支援センターについての協議会の意見について、障害相談支援体制に関する会議の中ででた方向性について、障害とくらしの支援協議会で賛同を得る必要があるのではないか。

～ 全体会 会長より ～

大幅な方向転換や、何らかの方向性がでた時には、臨時で全体会を開催するなどして、報告と意見を伺うこととしたい。

～ 事務局より ～

個人的な意見であるが、この件については臨時全体会を開催し、検討ではなく報告をする会としたい。もちろん、報告をした中で、ご質問、ご意見をいただくこともあると思う。方向を大きく変えることはできないかもしれないが、取り入れられる部分に関しては取り入れていくという形になると思う。

- そうすると、会議に代表として出ている人に意見を伝えてもらえれば良いということか。

～ 事務局より ～

それは可能である。

～ 全体会 会長より ～

これから障害相談支援体制に関する会議が、どのような議論をしていくのかまだ見えてこないが、真摯に進めていきたい。

【研修会（障害者の権利擁護研修会）の概要】

＜目 的＞ 障害者支援施設、地域作業所、障害福祉サービス等に携わる職員を対象に、障害者に対する権利擁護について正しい知識と意識の高揚を図るために、障害者の権利擁護にかかるシンポジウムを開催した。

＜開催日時＞ 平成 29 年 12 月 8 日（金） 18 時から 20 時

＜開催場所＞ ヴェルクよこすか 6 階 ホール

＜参加者＞ 96 名（前回は 97 名）

＜対象者＞ 市内の障害者支援施設、地域作業所、障害福祉サービス事業所、指定相談事業所等の職員、養護学校、行政職員、企業等、障害とくらしの支援協議会委員

＜研修内容＞ パネルディスカッション
* 各支援機関の事業紹介と取り組み、事例紹介など

＜講師＞

○ コーディネーター

* 神奈川県立保健福祉大学 助教 岸川 学 氏

○ アドバイザー

* 社会福祉法人 みなと舎

ライフゆう スーパーバイザー 小野 克彦 氏

○ パネリスト

* 社会福祉法人心の会 衣笠障害者サポートセンター

相談室「あすなろ」 相談支援専門員 岸川 江利子 氏

* 特定非営利活動法人 はまゆう

就労継続支援 B 型事業所はまゆう 理事長 施設長 中村 玲子 氏

* 横須賀市福祉部障害福祉課

地域生活支援係 係長 松上 剛

＜概 要＞

◇ 各パネリストからの発表（一部抜粋） ◇

【障害福祉課 松上係長】

国、神奈川県、横須賀市の障害者虐待の状況について報告。なお、国、神奈川県については、平成 28 年度の報告が間に合わず、平成 27 年度の数値のまま報告を行った。

市内の状況としては、通報・虐待認定数共に増加傾向にある。養護者に次いで、障害福祉施設従事者の虐待が多い。調査を実施したところ、「虐待を目撃しても上司に言えない」「先輩がしていたので、こういうものなのかと思っていた」など、閉ざされた環境を要因に虐待が見えにくい実態がある。虐待は施設内部からの声がないと表に出ない。虐待を通報することで不利益を被ることはないので、虐待が疑われる場合は障害者虐待防止センターへ通報してほしい。また、支援のあり方や当事者への接し方など開かれた形であることが重要である。研修会に参加していただいた方から虐待へ対する意識が広がっていくとよいのではないか。

【はまゆう 中村 玲子 氏】

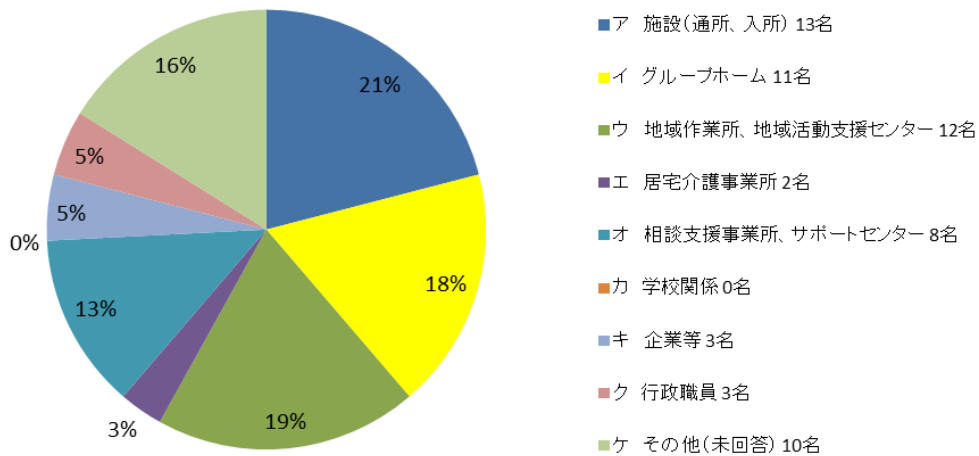
実際の事例をもとに発表を行う。グループホーム入居中の精神障害者が、職員体制の理由等から年末年始に社会的入院を勧められてしまう。「問題が起きないように」精神科病院に入院をしてほしいグループホームと、グループホームの仲間と年越しをしたい本人。親族もおらず、グループホーム以外に帰る場所のない本人は、今年の年末をどうするか現在も迷っている。本人が本当はどのように年末年始を過ごしたいのかについて、グループホームや医師などの関係機関と本人で何度も話し合いをしている。問題行動は“周囲の人にとっての”問題であり、本人とは関係のないこともある。また、過去の問題行動のせいで、現在の行動に制限を作ってしまうのは本人にとって良くないのではないか。

【相談室あすなろ 岸川 江利子 氏】

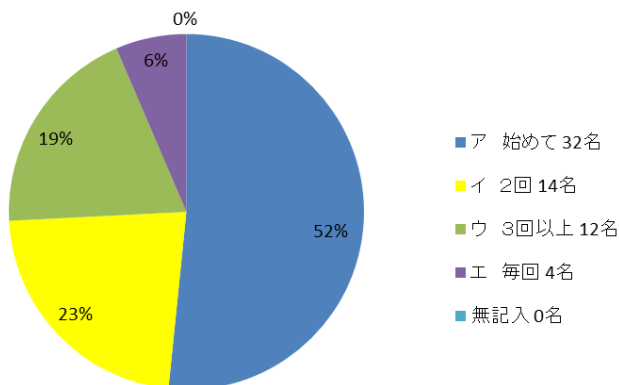
実際の事例をもとに発表を行う。ひきこもりの当事者が社会とつながってほしいと支援を行う中で、本人から「中卒でも仕事できるの？」の言葉があった。その際に、本人を社会につなげるチャンスであると焦ってしまい、支援が本人のタイミングではなくなってしまった。“わたし”に合わせて、時には待つ・一歩下がることが大切であると思う。本人が歌を歌うとしたら、支援者は伴奏。歌いだしの決まっている伴奏でなく、歌いたいときに自然に歌い始められる伴奏でありたい。

【アンケート】

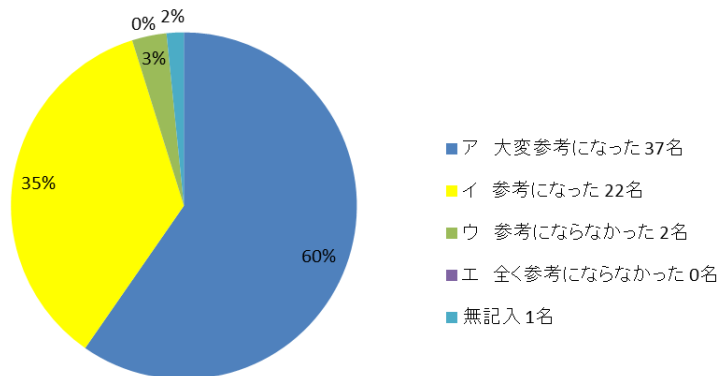
質問1 事業所の種別についてお答えください。



質問2 参加回数についてお答えください。



質問3 研修会の内容等についてお答えください。



<質問3 その理由> (一部抜粋)

- ・支援者はすぐに結果を出そうとしたり、先を急ぎがちになってしまうのかもしれないが、「待つ」「わたし」に合わせる」という考え方が大事であることを学ぶことが出来た。
- ・対話、傾聴の大切さがよくわかりました。日々、反省しつつ対応を考えていきたい。
- ・パネリストの方のお話が興味深かったです。小野氏のアドバイスがとてもところに沁みました。
- ・小野氏の「正しいことはない。妥協点を見つけながら、答えは出なくても考えることを続けられたらいい」という言葉が印象に残りました。
- ・どこからが言葉での虐待になるのか等、具体的な話が聞きたかった。
- ・虐待加害者の心理についての解説や、加害者と被害者の関係性について知りたかった。

<質問4>

本日のシンポジウムを聞いて、各事業所からの事例や取り組み等、気になる内容ありましたら、記載をお願いします。(一部抜粋)

- ・支援者の困りごととはご本人の困りごととは異なる。その中で、支援者の先走った想いに正直に反応する当事者とのエピソードは、共感もあり、この仕事の難しさでもあると感じた。
- ・対話することの大切さを感じることができた。対話の姿勢で支援に取り組んでいきたい。
- ・虐待はどこでも起こりうること。虐待を減らすために、一緒に働く職員の意識向上のための取り組みが気になります。
- ・ご本人の想いと支援者の想い、その擦り合わせの難しさを感じています。

<質問5>

本日のシンポジウムを聞いて、障害者の権利擁護のためには、今後どのような取り組みが必要と考えましたか？(一部抜粋)

- ・当事者さんとの時間をかけた、人と人としての関係づくりが大切であると感じた。
- ・小野氏が言われたように、ここに参加した私たち一人一人が、事業所の中で今日学んだことを広げていきたい。
- ・相談支援を行っている、支援者だけが困っていて、支援者主体の支援になっていることがある。一度立ち止まって、支援者だけの考えになっていないか振り返っていきたい。
- ・支援者も頑張っていることを実感できること。辛いことや大変なことを吐き出して、それを受け入れ、聴きあえる場所や関係づくり。

＜質問6＞

研修会で取り上げてもらいたいテーマがありましたら、ご記入ください。（一部抜粋）

- 自閉症について。
- 当事者が主役、参加する研修。困難を抱えている方、抱えていた方の生の声。
- 障害と高齢。今後考えられる課題や必要な社会資源
- 「地域で暮らす」ということの中身、本質。

＜質問7＞（一部抜粋）

本日のシンポジウムを聞いて考えたこと等ご自由にご記入ください。

- オープンダイアログの重要性を改めて感じました。限られた時間の中で継続して行うことは簡単ではないですが、自己満足にならないように、ひとりひとりの夢や希望の実現のお手伝いをしたいと思いました。
- 虐待に大小はない。完全になくすことは人と人である以上難しいのかもしれないが、少しずつ今よりもみんなが過ごしやすい環境にしていくことはできるのではないか。
- さまざまな問題には理由があるので、裁くのではなく、寄り添い、人として話し合うことができればいいと思いました。「自分はどうかだろうか」と考える良い機会になりました。

5. 実務者運営会議（事務局会議）の概要及び開催状況等について

【実務者運営会議（事務局会議）の概要】

役割	<p>協議会の運営全般に関わり、各連絡会・各会議の進捗状況を把握し、検討課題の抽出や進行管理を務めることを役割とする。平成29年度は、第1回から第3回で、「第5期横須賀市障害福祉計画策定（障害児福祉計画を含む）にあたっての協議会の意見（案）」について、具体的な検討を行い、全体会に提出していく。</p> <p>また、基幹相談支援センター設置の進捗状況の確認を行うとともに、各連絡会等からの報告を受け、協議会全体としての研修の方向性や枠組みについて検討していく。</p> <p>さらに、平成30年度に基幹相談支援センターが設置される見込みであることを踏まえ、平成30年度以降の協議会のあり方について、検討していく。</p>
回数	年6回
委員構成	<p>全体会 会長・副会長、個別支援調整会議 コーディネーター・副コーディネーター、くらしを支える連絡会 会長・副会長、支援ネットワーク連絡会 会長・副会長、しごと支援連絡会 会長・副会長、こども支援会議 座長・副座長、指定管理者（横須賀市立福祉援護センター かがみ田苑）、障害者相談サポートセンター</p>
事務局	福祉部障害福祉課

【実務者運営会議（事務局会議）の開催状況】

	開催日	内 容
第1回	平成29年 6月1日（木）	<ul style="list-style-type: none"> * 各連絡会及び各会議の活動状況について * サービス等利用計画等の進捗状況について * 平成29年度 協議会の取り組み（案）について * 第5期横須賀市障害福祉計画（第1期横須賀市障害児福祉計画を含む）策定にあたっての協議会の意見について
第2回	平成29年 6月29日（木）	<ul style="list-style-type: none"> * 第5期横須賀市障害福祉計画（第1期横須賀市障害児福祉計画を含む）策定にあたっての協議会の意見について
第3回	平成29年 7月13日（木）	<ul style="list-style-type: none"> * 平成28年度 障害とくらしの支援協議会活動報告書（案）について * 平成28年度 障害者相談サポートセンターの活動報告について * サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の進捗状況について * 各連絡会及び各会議の活動状況について全体会での報告内容の確認 * 第5期横須賀市障害福祉計画（第1期横須賀市障害児福祉計画を含む）策定にあたっての協議会の意見（案）について * 平成29年度第1回全体会の議題について
第4回	平成29年 9月28日（木）	<ul style="list-style-type: none"> * 各連絡会及び各会議の活動状況について * サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の進捗状況について * 障害者の権利擁護研修会の概要（案）について * 移動支援のあり方検討プロジェクトの設置について
第5回	平成29年 12月19日（火）	<ul style="list-style-type: none"> * 臨時全体会の報告について * 各連絡会及び各会議の活動状況について * サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の進捗状況について * 平成29年度 障害者の権利擁護研修会の報告について * 平成30年度以降の協議会のあり方について
第6回	平成30年 3月9日（木）	<ul style="list-style-type: none"> * 障害相談支援体制に関する会議の開催状況について * 各連絡会及び各会議の活動状況について * サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の進捗状況について * 平成30年度の協議会の組織改正（案）について * 平成29年度第2回全体会の内容（案）について

【実務者運営会議での主な決定事項 及び 活動内容】

- * 第1回～第3回の実務者運営会議において、「第5期横須賀市障害福祉計画策定（第1期横須賀市障害児福祉計画を含む）にあたっての協議会の意見（案）」について、具体的な検討を行い、全体会に提出した。
- * 臨時全体会が11月20日に開催されたため第5回実務者会議において、その報告が行われた。
- * 平成30年度以降の協議会のあり方について、検討を行った。事務局提案に関しては「会議の数は減った方がいい。」等の意見が提出された。障害者虐待の報告についても議論され、実務者会議、全体会で取り扱うこととなった。
- * 相談支援連絡会と個別支援調整会議は開催月を分けて開催するということ、また、課題別会議については短期入所のあり方検討プロジェクト、移動支援のあり方検討プロジェクトの2つで良いかについて決をとり、以上2点については賛成多数で了承された。

6. 個別支援調整会議の概要、開催状況及び活動成果等について

【個別支援調整会議の概要】

役割	個別支援調整会議は、個別事例を扱うことのできる会議である。 障害者相談サポートセンターの相談支援専門員と市障害福祉課のケースワーカーが対応困難事例、人権擁護に関わる事例等について、具体的な対応を協議することを目的とする。 また、当会議を通して、基幹相談支援センターの運営や成年後見制度の推進、市障害者虐待防止センターのあり方についても検討課題としていく。
回数	年12回 ※ 毎月第3水曜日に開催
委員構成	田浦障害者相談サポートセンター、久里浜障害者支援センター ゆんるり、衣笠障害者相談サポートセンター 相談室「あすなろ」、よこすか障害者地域活動支援センター アメグスト
事務局	福祉部障害福祉課

【個別支援調整会議の開催状況】

	開催日	内 容
第1回 (第46回)	平成29年 4月19日(水)	<ul style="list-style-type: none"> * コーディネーター、副コーディネーター選出 * 苦情等の調整のためのケース会議(障害者虐待防止センターから) * 困事例検討まとめ(27~28年度 7事例) * 検討事項打ち合わせ(困難事例検討詳細確認等)
第2回 (第47回)	平成29年 5月17日(水)	<ul style="list-style-type: none"> * 苦情等の調整のためのケース会議(障害者虐待防止センターから) * 困難事例検討まとめ(28年度 5事例) * 検討事項打ち合わせ(困難事例検討、障害福祉計画詳細確認等)
第3回 (第48回) ~ 第6回 (第51回)	平成29年 6月21日(水) 7月19日(水) 8月16日(水) 9月20日(水)	<ul style="list-style-type: none"> * 苦情等の調整のためのケース会議(障害者虐待防止センターから) * 検討事項打ち合わせ * 情報交換、その他 * 困難事例検討
第7回 (第52回)	平成29年 10月18日(水)	<ul style="list-style-type: none"> * 副コーディネーター選出 * 苦情等の調整のためのケース会議(障害者虐待防止センターから) * 困難事例検討の中間評価 * 情報交換、その他
第8回 (第53回) ~ 第11回 (第56回)	平成29年 11月15日(水) 12月20日(水) 平成29年 1月17日(水) 2月17日(水)	<ul style="list-style-type: none"> * 苦情等の調整のためのケース会議(障害者虐待防止センターから) * 検討事項打ち合わせ * 情報交換、その他 * 困難事例検討
第12回 (第57回)	平成29年 3月14日(水)	<ul style="list-style-type: none"> * 苦情等の調整のためのケース会議(障害者虐待防止センターから) * 検討事項打ち合わせ * 情報交換、その他 * 次年度の取組内容の確認 * 困難事例検討まとめ(29年度 8事例)

※ 開催回数は、平成29年度の数(括弧内の回数は、平成25年度からの通算の数)。

【平成 29 年度の活動成果】

◇ 困難事例検討について（毎回実施） ◇

* 6月より困難事例検討については、指定相談事業所が支援困難事例を相談できるシステムとして、8回実施した。事例は指定相談事業所から3件提出があり、検討した。検討の際に地区ケースワーカーも事例提供者の一員として、実施をした。

【指定相談事業所からの参加者数】

回	3回	4回	5回	6回	8回	9回	10回	11回	12回
参加人数	7名	6名	4名	7名	5名	3名	3名	5名	5名

* 10月の中間評価では、事例検討の方法については、概ね変更せず、引き続き実施をし、参加していない指定事業所に対しては相談支援事業所連絡会等で案内をする方向となった。

* 3月に事例検討のまとめを行った。事例提出者より、検討内容後の支援報告を受け、参加者が報告内容についての助言をする手法で行った。29年度は10事例検討を行い、まとめは8事例で2事例が行えなかったため、来年度方法等を検討し、実施していきたい。

【事例検討を実施した主な困難事例】

回	日時	事例検討の内容
3回	6月21日	・非社会的な問題行動の再発予防について ・障害者家族の希死念慮の今後の支援について
4回	7月19日	・要求が多いケースの今後の支援について ・近隣苦情があるケースの退院後の支援について
5回	8月16日	・本人の希望する生活と支援者家族の希望が一致しないケース対応について
6回	9月20日	・不登校児童が2名いる多問題家族の支援について
8回	11月15日	・複数障害を持つ独居障害者の支援について
9回	12月20日	・知的障害児を持つ家族の障害受容支援について
10回	1月17日	・施設入所など安定した生活に向けての支援について
11回	2月17日	・問題行動の予防と就職に向けての支援について

◇ 横須賀市虐待防止センターの事例報告と対応について（毎回実施） ◇

* 市虐待防止センターの虐待通報や苦情等の事例の報告とその事例への対応について、意見交換し、対応のスキルアップを図る場として話し合いを行った。

7. くらしを支える連絡会の概要、開催状況及び活動成果等について

【くらしを支える連絡会の概要】

役割	くらしを支える連絡会は、地域生活を支えるために、今ある資源の状況把握と有効活用など、具体的なサービス提供のあり方を検討するとともに、活動企画の開催による地域の課題の抽出や関係機関の連携と支援力の向上を図ることを目的としている。
回数	年4回 ※ 活動企画1回
委員構成	障害者相談サポートセンター、短期入所事業所等、指定管理者（横須賀市立福祉援護センター かがみ田苑）、地域福祉関係機関（横須賀市社会福祉協議会）障害当事者・家族（障害者団体連絡協議会、横須賀の福祉を推める会）、居宅介護事業所、横須賀・三浦作業所連絡会、横須賀グループホーム連絡会、医療機関、学識（神奈川県立保健福祉大学）、健康部保健所健康づくり課、横須賀市児童相談所。
事務局	福祉部障害福祉課

【くらしを支える連絡会の開催状況】

	開催日	内 容
第1回	平成29年 5月8日（月）	<ul style="list-style-type: none"> * 自己紹介 * 副会長選出 * 全体会報告 * 計画策定に関する協議会の意見について * くらしを支える連絡会の位置付けと今年度の進め方について * グループ討議（移行について）
第2回	平成29年 8月29日（火）	<ul style="list-style-type: none"> * 全体会報告 * くらしを支える連絡会の方向性について * グループ討議（移行について）
第1回 活動企画	平成29年 11月13日（月）	<p><テーマ>ジレンマに向き合うために～困っていることを共有する～</p> <ul style="list-style-type: none"> * 支援者が日ごろ抱える多くのジレンマを、グループワークにより共有した。
第3回	平成29年 11月29日（水）	<ul style="list-style-type: none"> * 前回のグループ討議で出た部分の情報提供 * グループ討議
第4回	平成30年 2月22日（木）	<ul style="list-style-type: none"> * グループ討議 * 次年度の活動について

【平成29年度の活動成果】

平成29年度は構成機関が増え、委員が30名になった。今年度も幅広くくらしに着目し、制度で対応出来ないのりしろの部分について具体的に検討を行った。また、就労に関する課題も検討した。様々な立場の方が参加しているので進め方を工夫しながら、基本的には連絡会の中でグループ討議を通して行った。

◇ 「移行」に関して、入所、日中、在宅に分かれてグループ討議を実施。(第1回) ◇

* 入所：地域移行、介護保険施設や療養病院への移行

病院は地域移行が課題となっているが入所施設として是否定されている気持ちになる。地域移行は良いことなのか。移行出来てもGHが限界だが、そのGHの設置基準が厳しいことや人員配置の問題が出た。施設は入所待ちの課題があるが、その対応策が地域移行というのは違う。それならば介護保険施設への移行も検討すべき。移行が失敗した時のフォロー体制がないことも問題ではないか。

* 日中：かがみ田苑の移行、児童・成年・高齢と年齢による移行、地域移行、就労への移行

幅広く移行について話が出たが、それぞれの移行場面で課題がある。事業所としては良い移行でも報酬面での補助がないため、関わってあげたいが難しい。長期的に関われる仕組みが必要。

* 在宅：介護保険への移行、地域移行、かがみ田苑の移行、学校からの移行、成年後見制度への移行

親との意識の違いがある。親の意識を変えることも大切。また支援者側が専門性を発揮出来ていない。GHへの移行が進められているが、本人との相性まで考えられない。全ての移行場面で繋がらない。成年後見制度を日中の事業所で担えないか。相談支援の手一杯さを解消して欲しい。

◇ 「移行」に関して、3障害に分かれてグループ討議を実施。(第2回) ◇

※知的は入所と通所で2グループとした。

* 身体 マンパワーと居場所が必要。

ボランティアや地域の方の協力が必要であり、ボランティアの仕組み(ポイント制)について。また子供から高齢者、障害者まで垣根なく集える場所が出来、そこで相談も出来るとなお良い。

* 知的(入所) 資源不足と小規模化について。

圧倒的に地域の資源が不足している。その背景には報酬面での課題があり、運営が厳しい現状がある。また、利用可能な状況に関する情報が集約されていない現状があり口コミなどを頼るしかない。運営が個人的な関係性に依拠していることもあるため、公共性の高いGHがあっても良いのではという話が出た。親の思いとしてGHへの不安感があり、GHへの移行が上手く行かない。他市の成功例を知りたい。

* 知的(通所) 市のアンケートの施策への反映や親亡き後と地域移行におけるチョイスについて。

一般就労をしたい人が8000人とのデータがあったが、それが今後どう施策に反映されるのか。生活の質について親がマネージャーとして担っていた部分を、どうしていくのか。本人や家族の思いを把握し、GHなのか施設なのかチョイス出来たら良い。そのためには中規模なGHや個別性のある施設があると良いのではないか。

* 精神 【テーマ】何らかの支援があれば生活出来る入院者の地域生活支援

入院中の環境設定や本人のスキルについて検討。その中で外出同行について、マンパワー不足がある。その部分について地域支援(地域移行支援や地域定着支援)を活用したい。それで予算が確保出来る。しかしそもそもの人材不足により、その活用も上手く出来ていない。家探しにおける、保証人システムの活用について。

◇ 「移行」に関して、3 障害に分かれてグループ討議を実施。(第 3 回) ◇

※就労の話をしたいと希望があったため、就労のグループを作った。

* 身体

重心の方の単身生活は考えにくい。SSの報酬の少なさ。GHの設置基準や運営の厳しさ。家族の思いと本人の思いの違い。契約制度になって、手続きの手間が増えた。夜勤の職員、看護職が集まりにくい。人手不足。看取りの問題。利用者やそのご家族のために、職員が出勤して休めていない。

* 知的(入所)

人手不足。親御さんによっては入所施設への安心感が強く、地域移行が出来ない。GHでは支援に限界があるので、入所施設がバックアップ出来る仕組みがあると良い。土日の支援者が確保しにくい。通過型の入所施設や体験型のGHで基盤を整備して、地域移行に繋がれば良い。体験型GHの空床補償があると、継続しやすい。

* 知的(通所)

保証人システムについて板橋区では住宅政策課で行っているらしい。保証人がいなくて法人が保証人になったこともある。またインフォーマルな部分で支援をしていることも多い。親の立場ではGH+後見人をつけて安心するしかない。国の方針によると障害者は地域で生活するしかない。

* 精神

受診同行や手続きの同行をGH職員が支援せざるを得ない。他機関に相談したくてもどこも忙しそうに相談が出来ない。本人がGHを出たくても、親が反対をして地域移行が出来ない。退院後にGHへ出るとその後の地域移行というのは考えられない。GHから地域移行する人はほとんどいない。地域移行を進める上で、地域定着支援の活用をもっと出来ないのか。地域の精神の支援者で知恵を出し合いたい。

関わる人が多くても、相談を受ける人は一人のことが多く、負担が大きい。

◇ 「移行」に関して、身体・知的・精神・就労と 4 グループに分かれてグループ討議を実施。(第 4 回) ◇

* 身体

地域移行時の空床報酬が課題であるため、体験をするためのGHや施設があると良い。

地域移行した後のボランティアや地域資源の活用の検討。

地域移行した人の調査や他市や他県の成功例の分析を学校の力を借りて出来ないか。

入所者とのマッチングやタイミングで上手く入所に繋がらないことがあるため、マッチングをするためのインフラが欲しい。今ある資源の有効活用のためにそういうシステムが必要ではないか。空いている設備の有効活用も検討したい。

* 知的

GHの安定した運営が出来るようにならないか。その背景には人材不足があるため、法人を超えてもっと大きな枠組みで人材を確保出来ないか。(あまねの登録ヘルパーのような) またGHの支援者は孤立感があるため、それもその仕組みで交流を持つことが出来ないか。そうなれば支援の引き継ぎも法人の狭間を超えられるのではないか。

また今いる人材を横須賀市から流出させないために、横須賀市単位で職員研修が開催出来ないか。今は県が主催になっているが、横須賀の規模なら横須賀市が主催でも良いのではないか。

横須賀市の支援者の繋がりもそうだが、もっと小さな地域毎に繋がりを深めるために、支援者や地域の方を巻き込んで地域包括ケアシステムの構築が出来ないか。(地区社協の活用?)

* 精神

デイケアは通所施設ではあるが、外で行う支援についての報酬がない。

精神の人は受け身な人が多く、本人に困り感がない。その場合は相談先を伝えるくらいしか出来ない。

親亡き後の相談が最近増えてきている。

精神に関してはまだ資源が少なく、制度の狭間に落ちる。地域包括ケアシステムが目標として掲げられているので、検討を続けたい。

*就労

高校 1 年生から実習をし、マッチングを行う。卒後 3 年をフォローするために、自立支援教員が設置された。

就労援助センターは今年度 220 名程度登録している。卒業生も登録してもらい、アフターフォローと合わせて動いている。施設見学への同行も増えている。事業所内で事例検討をして蓄積している。ハローワークの専門相談はフォローが少ないことや人が定期的に異動してしまうことがネックである。一人では働き続ける難しさがある。就労する上ではインフォーマルな支援が必要である。支援機関を通さずに就労したケースはつまづくことが多いため、支援者を増やしてチームで支えることが必要。学校では同窓会も開催している。しかし知っている先生が年々少なくなっている。就労する上で大変なのは履歴書を作ることや通勤。事例検討の場があると良い。また年金をもらえることを知らない人がいるため、積極的な周知が必要ではないか。

【グループ討議 まとめ】

- 地域移行についての課題
地域移行の定義を明確にした検討。移行後のフォロー体制。お試し時の報酬。連帯保証人。
- サービスの圧倒的な不足・人材不足
サービスの使い方の課題。医療ケアが必要な人への支援不足。
職員の定着率の低さ。支援者が休めない状況。
- 報酬の課題
現在のインフォーマルな支援をフォーマルに。GH、短期入所の報酬の低さ。
- その他
地域での居場所があると良い。GHのバックアップ体制。福祉の現場で働く職員間の交流がない。

◇ 活動企画の実施による支援力の向上 ◇

前年度と同じテーマで実施。参加者は 41 名。

障害のある方に関わる上でジレンマを誰もが抱えていることが分かった。具体的にはサービスが細分化したことによるジレンマ(使いにくい・家族が希薄になった等)、担い手の少なさによるジレンマ、支援者としてのジレンマ、事業所の管理者としてのジレンマ、親としてのジレンマ、金銭管理についてのジレンマ等があった。

解決に至らなくてもジレンマを共有することが大切で、そのことでまた頑張ろうと思える人も多く、この活動企画は貴重であるという意見をいただいた。

8. 相談支援ネットワーク連絡会の概要、開催状況及び活動成果等について

【相談支援ネットワーク連絡会の概要】

役割	支援ネットワーク連絡会は、相談支援機関の役割分担などの地域の相談支援体制のあり方やサービス等利用計画等の効果的な推進方法を検討するとともに、地域の相談支援機関とサービス提供事業所等との連携や支援力の向上を図ることを目的としている。
回数	・年3回　・情報交換会3回　・勉強会6回
委員構成	障害者相談サポートセンター、指定相談支援事業所等、生活介護事業所、 障害当事者・家族（障害者団体連絡協議会、横須賀の福祉を推める会）、 横須賀・三浦作業所連絡会、横須賀市障害関係施設協議会
事務局	福祉部障害福祉課

【相談支援ネットワーク連絡会の開催状況】

	開催日	内 容
第1回 連絡会	平成29年 5月9日	<ul style="list-style-type: none"> * 自己紹介 * 平成29年度 相談支援ネットワーク連絡会の取り組みについて * 横須賀市 計画相談支援の進捗状況について * 障害福祉計画策定に関する協議会の意見について
第1回 情報交換会	平成29年 5月25日	<ul style="list-style-type: none"> * 障害福祉計画策定に関する協議会の意見について * 個別支援調整会議の事例提出について * 情報交換
第2回 連絡会	平成29年 10月17日	<ul style="list-style-type: none"> * 横須賀市 計画相談支援の進捗状況について * 第5回・第6回相談支援専門員勉強会の内容について * 相談支援事業所とサービス提供事業所の連携を目指した勉強会等の実施について
第2回 情報交換会	平成29年 11月17日	<ul style="list-style-type: none"> * 情報交換(各事業所の相談状況について) * 養護学校卒業生の計画相談について(サポートブックに関してなど)
第3回 連絡会	平成30年 2月20日	<ul style="list-style-type: none"> * 横須賀市 計画相談支援の進捗状況について * 来年度の相談支援専門員勉強会について * 来年度の活動内容について
第3回 情報交換会	平成30年 3月20日	<ul style="list-style-type: none"> * 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容について * 情報交換

【平成 29 年度の活動の成果】

今年度の①～④のテーマについて、それぞれ取り組みを進めている。

① 相談支援専門員の質の向上

相談支援専門員として必要な知識や技術を高めるための勉強会として、年 6 回の「相談支援専門員勉強会」を開催している。「障害種別ごとの相談支援について」や「法制度と福祉サービスの知識について」等、実践的な内容を学ぶ講義を実施している。

〈平成 29 年度 相談支援専門員勉強会の日程〉

回数	内容	講師	参加人数
第 1 回 (6月26日)	身体障害者の相談支援	田浦障害者相談サポートセンター 小泉 幸子氏	33名
	高次脳機能障害者の相談支援	久里浜障害者支援センター ゆんるり 中藤 大治氏	
第 2 回 (7月28日)	知的障害者、発達障害者の相談支援	衣笠障害者相談サポートセンター 相談室 あすなろ 黒崎 健太郎氏	22名
	精神障害者の相談支援	よこすか障害者地域活動支援センター アメグスト 金子 将大氏	
第 3 回 (8月28日)	支給決定の際の留意点など	横須賀市役所障害福祉課 深井 朋子氏	30名
	障害者の想い・家族の想いについて(相談支援専門員に求めること)	横須賀の福祉を推める会 佐藤 和代氏	
第 4 回 (9月29日)	障害児の相談支援	横須賀市療育相談センター 和田 悦子氏	24名
	特別支援学校在籍児童の相談支援と他機関との連携について	神奈川県立武山養護学校 芦澤 典子氏	
第 5 回 (11月28日)	障害者の就労支援について	よこすか就労援助センター 谷 英明氏	22名
		ミラークよこすか 伊東 恵氏	
第 6 回 (12月25日)	高齢の障害者の相談支援と他機関との連携について	西第二包括支援センター 吉田 芳子氏	18名
		ハッピーサポート恵心 小野 公昭氏	

② 相談支援事業所とサービス提供事業所の連携を目指した勉強会等の実施

勉強会の内容を協議し、平成 29 年度は、「委託相談支援事業所と指定特定相談支援事業所の役割について」の勉強会を検討。3月開催に向け講師と調整を行っていたが、講師の方との都合が合わず、3月開催は見送りとなった。次年度の相談支援ネットワーク連絡会で、勉強会の内容も含めて、再度検討を行う予定である。

③ 横須賀市の計画相談支援等の進捗状況について情報共有

相談支援ネットワーク連絡会で、サービス等利用計画及び、障害児支援利用計画の進捗状況を事務局より報告し、委員での意見交換を行った。

④ 地域課題の抽出及び集約

相談支援事業所情報交換会を5月25日、11月17日、3月20日に開催している。第2回相談支援事業所情報交換会の中で、障害福祉サービスを利用する養護学校卒業生の計画作成の流れについて説明を行った。

また横須賀障害者福祉計画(障害児福祉計画を含む)策定に関する協議会の意見について、相談支援ネットワーク連絡会、相談支援事業所情報交換会で、それぞれ検討を行っている。

9. こども支援連絡会の概要、開催状況及び活動成果等について

【こども支援連絡会の概要】

役割	こども支援連絡会は、障害のある児童の支援に係る基本情報の作成、その活用方法の検討や関係機関の役割の調整を行うことにより、児童期におけるライフステージに応じた適切な支援や地域の教育と福祉と家庭の連携のための仕組みづくりを目指している。
回数	年4回・研修会1回
委員構成	障害者相談サポートセンター、神奈川県立武山養護学校、神奈川県立岩戸養護学校、横須賀市立養護学校、居宅介護事業所、児童系サービス事業所、障害当事者・家族（障害者施策検討連絡会）、横須賀市療育相談センター、横須賀市児童相談所、こども育成部こども青少年支援課、こども育成部こども健康課（南健康福祉センター）、教育委員会学校教育部支援教育課
事務局	福祉部障害福祉課

【開催状況】

	開催日	内 容
第1回	29年4月17日	<ul style="list-style-type: none"> * 今年度の活動の方向性について * サポートブックの本運用（サポートブック推進事業）のスケジュールの確認 * 障害福祉計画（障害児福祉計画を含む）策定に関する協議会の意見について * 障害のある児童に関する地域の課題について（意見交換等）
第2回	29年8月21日	<ul style="list-style-type: none"> * 障害福祉計画（障害児福祉計画を含む）策定に関する協議会の意見の状況報告 * サポートブック推進事業の進捗状況の確認 * サポートブック推進事業の検討課題について
第3回	29年11月20日	<ul style="list-style-type: none"> * サポートブック推進事業の進捗状況の確認 * 事業所向け研修会・保護者向け勉強会の報告 * サポートブック推進事業 今後の課題とスケジュールの確認 * 障害のある児童に関する地域の課題について（意見交換）
研修会	30年2月21日	<ul style="list-style-type: none"> * 外部講師による研修会 「医療的ケアの必要な子どもへの支援の実態と地域で抱える課題」 講師：行谷 美恵氏（きっずかしこ 児童発達支援管理責任者）
第4回	30年2月19日	<ul style="list-style-type: none"> * サポートブック推進事業の進捗状況の確認 * 障害のある児童に関する地域の課題について<事例を通して> * 来年度の活動に向けて

【平成 29 年度の活動の成果】

- ◇ 「サポートブックの作成と活用（サポートブック推進事業）」の本運用を段階的に開始
主にサポートブック推進事業の検証や評価を継続的に行ってきた。（活動状況については、平成 29 年度のサポートブック推進事業のスケジュール参照。）

サポートブック推進事業の初年度は、

- 作製や見直しなど、必要なフォローを行う
- 数年をかけて、段階的かつ計画的に事業を進めていく
- 保護者、支援者向けの周知・説明会を開催する

上記 3 点を確実に進めていくために、〈ひまわり園〉〈市内にある特別支援学校 4 校〉を対象を絞り、保護者説明会や事業所向けの説明会などを実施してきた。情報登録の方法や、横須賀市ホームページからダウンロードできるようにするなど、体制を更新してきた。

日常生活の中でサポートブックを見直す・更新する時間が取れないことや、一人ではどのように更新作業に取り組んだらよいかかわからない、という保護者が多かったことから、あえて時間を作れるように、更新の作業に取り組んでもらえる場としての勉強会を開催。支援を受けながら振り返りをしたり、他の保護者と情報交換しながら記入することで、充実した勉強会となっている。また、子どもの年齢層が異なることで、保護者同士の活発な意見交換や交流が行える良い機会となった。

推進事業を進める中で、

- 更新作業のフォロー体制整備・拡充
- 周知先の拡大（医療機関・支援級・児童通所事業所など）

など、まだ課題があげられるが、対象者も徐々に広がっていきながら、今後も説明会や勉強会を保護者・支援者双方に行い、周知を広げ、活用場面を積み上げ、サポートブックが浸透していくよう取り組みを継続することとしている。

- ◇ 「障害のある子どもに関する課題の吸い上げとその課題に関する協議」

第 4 回の連絡会では事例検討を通じた取り組みを行った。個別支援調整会議のコーディネーターから事例提供頂き、障害の子どもに関する地域の課題抽出に取り組んだ。

また、2月21日（水）には、こども支援連絡会主催にて「医療的ケアの必要な子どもへの支援の実態と地域で抱える課題」をテーマに研修会を開催。医ケア児の受け入れをしている、〈キッズかしこ〉から行谷恵美氏をお招きした。

「医療的ケアの必要な子どもへの支援の実態と地域で抱える課題」

日 時：平成 30 年 2 月 21 日（水） 10：00～12：00

場 所：横須賀市総合福祉会館 5 階視聴覚研修室

参加者：30 名

対象者：児童通所事業所・相談支援事業所・学校教諭・家族など

目 的：医療的ケア児童について、正しい理解をする

医療的ケア児童の支援の実態・現状を知り、医療的ケア児童の支援について知る
医療的ケア児童に係る地域の課題を改めて検討するきっかけとする

感想（一部）

- 事業所での取り組みや、医療ケアの必要な方への対応など、全体の様子がわかってよかった。
- 対応については、専門性が必要だと感じた。
- 医療的ケアの必要な子どもたちも、他の子たちと同じようにひまわり園や学校のバスに乗って登校ができるようになるとよいと思う。
- 行政が、積極的に指導・研修・加算などに取り組んでほしい。
- レスパイトの体制づくりが早急に必要ではないか。
- 定期的な勉強会を開いてほしい。お互いの顔が見える中で、情報交換できる場があるとよい。

医療的ケアに関する基本的な内容から、医ケア児受け入れにあたっての困難さなど、1事業所での取り組みを通じての研修会となった。受け入れにあたっての課題や、医療的ケア児の家族の思いなど、参加者の方へは、地域で医療的ケアの必要な子どもへの支援について考え、取り組むきっかけとしてもらい、地域で抱える課題につながる感想や意見については、こども支援連絡会でも共有をし、地域で抱える課題の抽出につなげていく。状況に応じて、実務者運営会議や全体会にこども支援連絡会として、意見を挙げていくこととした。

平成 29 年度のサポートブック推進事業のスケジュール

月	時期	内 容
4 月	初旬	◇ モデル事業協力者に対し、本運用への移行の案内文を送付（移行希望を随時受付） ⇒ 現在 9 名の情報登録
	17 日	☆ こども支援連絡会（第 1 回）において、本運用のスケジュールの確認
	19 日	◇ 教育委員会 支援教育課による教科外総会でのサポートブックの周知
	25 日	◇ 武山養護学校の職員会議において、教職員向けにサポートブックの説明
5 月	29 日	◇ 武山養護学校の保護者説明会において、サポートブックの説明と希望者への配布
6 月	7 日	◇ 岩戸養護学校の P T A 主催の説明会において、サポートブックの説明と希望者への配布
	8 日	◇ 療育相談センター（ひまわり園）の保護者勉強会にて、福祉サービスや補装具の説明と併せて、サポートブックの周知
	9 日	◇ 特別支援学級担当者会議において、サポートブックの周知と協力依頼
	22 日	◇ 障害福祉サービス等集団指導講習会において、サポートブックの周知と協力依頼
	28 日	◇ 児童通所連絡会について、サポートブック推進事業についての説明と協力依頼
7 月	5 日	◇ 市立養護学校の小学部 1 年生の保護者向け説明会・勉強会を開催（説明と配布）
	12・13 日	◇ ひまわり園の H29 年 10 月入園児の保護者向け説明会・勉強会を開催（説明と配布）
	19・20 日	◇ ひまわり園の H29 年 10 月入園児の保護者向け勉強会を実施（書き方勉強会）
8 月	21 日	☆ こども支援連絡会（第 2 回）において、本運用のスケジュールの進捗状況の確認と検証
	下旬	◇ 武山養護学校の個別面談の機会に記入のフォローを行う（28・29・30 日） （8 月以外にも、希望者に対して随時フォローを継続）
9 月	6・7 日	◇ ひまわり園の H29 年 10 月入園児の保護者向け勉強会を実施（書き方勉強会）
10 月	26 日	○ 周知・活用のための支援者向け研修会の開催 「サポートブック活用術～有効な活用をするために～」
11 月	1 日	○ 汐入メンタルクリニックにて、サポートブックの概要説明
	16 日	○ 周知・活用のための保護者向け勉強会の開催 「サポートブック～有効な活用をするために～」
	17 日	◇ 相談支援事業所情報交換会において、サポートブック進捗状況の報告と協力依頼
	20 日	☆ こども支援連絡会（第 3 回）において、本運用のスケジュール・進捗状況の確認と検証
12 月	7 日	◇ ひまわり園の H29 年度卒園児の保護者向け説明会・勉強会を開催（説明と配布）
	18 日	◇ 市立養護学校の中学部 3 年生の保護者向け説明会・勉強会を開催（説明と配布）
1 月	中旬	◇ ひまわり園 H30 年 4 月入園の保護者向け説明会・勉強会を開催（説明と配布）（計 5 回）
	23 日	◇ sukasuka-ippo 主催 サポートブック説明会・勉強会を開催（説明と配布）（7 名）
	26 日	◇ 児童通所事業所の保護者会にて説明会・勉強会を開催（説明と配布） （ハッピーテラス衣笠教室）（6 名）
2 月	13 日	◇ 金沢養護学校へサポートブックの概要説明と活用の依頼
	19 日	☆ こども支援連絡会（第 4 回）において、本運用の検証と今後の進め方の検討
3 月	2 日	◇ 私立幼稚園へサポートブックの概要説明と活用の依頼

10. 受注機会拡大プロジェクトの概要、開催状況及び活動成果等について

【受注機会拡大プロジェクトの概要】

役割	受注機会拡大プロジェクトは、障害者優先調達推進法に基づく障害者就労施設等からの物品等の調達の推進と、工賃アップによる福祉的就労の充実を目的として、受注機会の拡大のための仕組みづくりを検討している。平成 29 年度横須賀市障害とくらしの支援協議会の中では、課題別会議として位置づけられている。
回数	年 3 回
委員構成	就労継続支援 B 型事業所、生活介護事業所、地域作業所・地域活動支援センター、ともしびショップ職員
事務局	福祉部障害福祉課

【受注機会拡大プロジェクトの開催状況】

	開催日	内 容
第 1 回	29 年 6 月 14 日	<ul style="list-style-type: none"> * 座長・副座長の選出 * 平成 29 年度受注機会拡大プロジェクトの協議会における位置づけについて * 今年度の活動について * メーリングリスト活性化について
第 2 回	29 年 10 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> * 受注機会拡大プロジェクト名義での周知活動について * 障害福祉とアート（美術）の連携による工賃アップ企画について * 講習会等開催の検討について
第 3 回	30 年 2 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> * 障害者施設等への発注における相談窓口の設置について * 今年度の活動の振り返りと来年度の活動について

【平成 29 年度の活動成果】

今年度は、受注機会拡大のため、障害者施設等で作成している物品や請け負える役務があるということを知り、周知する活動をスタートさせた。

チラシの作成や、限定数量ではあるがカタログを作成し、庁内のみならず、障害福祉のイベント等でも配布し、外部への周知活動の一步を踏み出せた。

また、受注機会拡大プロジェクト名義でのしごとや物品の発注相談窓口について、依頼があった場合の調整等を請け負えるように、設置にむけた仕組みの検討を行った。

11. 短期入所利用調整プロジェクトの概要、開催状況及び活動成果等について

【短期入所利用調整プロジェクトの概要】

役割	保護者の入院や死亡等による緊急時等の短期入所の利用調整の仕組みづくりを検討することを目的とした課題別会議である。
回数	年3回（29年度上半期のみ開催）
委員構成	短期入所事業所、障害者相談サポートセンター、指定相談支援事業所
事務局	福祉部障害福祉課

【短期入所利用調整プロジェクトの開催状況】

	開催日	内 容
第1回	7月7日（金）	<ul style="list-style-type: none"> * 座長・副座長の選出 * 短期入所利用調整プロジェクトの活動について * 短期入所の調査報告について（障害福祉課より） * 課題の抽出について（各委員からの現状報告など）
第2回	8月10日（木）	<ul style="list-style-type: none"> * 課題の整理について * 課題解決のための方向性の検討について
第3回	9月7日（木）	<ul style="list-style-type: none"> * 課題解決のための方向性のまとめについて * 今後のプロジェクトの進め方について

【平成29年度の活動成果】

短期入所の調査結果や市内の短期入所事業所、相談支援事業所、障害福祉課が対応に苦慮している事例などから、地域の短期入所に関する課題の抽出・整理し、課題解決のために、どのようなことが必要か、どのように進めていくのかなど、今後の大まかな方向性についてまとめた。

その結果、「市の短期入所のあり方に関する検討会」を設置し、平成30年度以降に、次の事項について、検討していくこととなった。

- ・利用者の受け入れにあたっての事業所間のルールの一斉化に関すること
 - ⇒ 共通のアセスメントシートの作成と情報共有、運営方法の統一化
- ・短期入所事業関係機関による定期的な連絡会の設置とその役割に関すること
 - ⇒ 利用状況に関する情報交換、利用調整機能の担い手の検討
- ・24時間の緊急連絡体制の構築に関すること
- ・市の支給決定のあり方に関すること
 - ⇒ 必要性を踏まえた支給決定に関する関係者の理解
 - ⇒ ベースとなる支給決定日数の引き下げ
- ・市の緊急短期入所のあり方に関すること
- ・緊急時を想定した利用者の事前登録制の導入に関すること など

12. 移動支援のあり方検討プロジェクトの概要、開催状況及び活動成果等について

【移動支援のあり方検討プロジェクトの概要】

役割	圏域内の移動支援に関する考え方のすり合わせやより適切な移動支援のあり方を検討することを目的とした課題別会議である。
回数	年3回（29年度下半期のみ開催）
委員構成	移動支援事業所、障害者相談サポートセンター、指定相談支援事業所、障害者団体、教育関係機関、行政関係機関
事務局	福祉部障害福祉課

【移動支援のあり方検討プロジェクトの開催状況】

	開催日	内 容
第1回	平成29年 11月24日（金）	<ul style="list-style-type: none"> * 座長・副座長の選出 * 移動支援に関するあり方検討プロジェクトの活動について * 移動支援の現状について（障害福祉課より） * 課題の抽出について（各委員からの現状報告・意見交換など）
第2回	平成30年 1月24日（水）	<ul style="list-style-type: none"> * 神奈川県内の移動支援実施状況について * 課題の抽出と整理について * 課題解決のための方向性の検討について
第3回	平成30年 2月26日（月）	<ul style="list-style-type: none"> * 課題解決のための方向性のまとめについて * 今後のプロジェクトの進め方について

【平成29年度の活動成果】

圏域の移動支援に関するアンケート調査報告書の結果や今までに障害とくらしの支援協議会（協議会）の中で出された様々な意見、本プロジェクトの中での現状報告や委員の方からの意見などを踏まえ、移動支援に関する課題の抽出・整理を行い、課題解決のために、どのようなことが必要か、どのように進めていくのかなど、今後の大まかな方向性について、まとめた。

その結果、今後も「移動支援のあり方検討プロジェクト」を協議会の課題別会議の中で継続して設置し、平成30年度以降に、次の事項について、優先的に取り組んでいくことが望ましいという結論になった。なお、平成29年度において抽出された課題は以下の通りである。

- 移動支援の利用方法の適切な理解
- 支援計画に基づいた目的を持ったサービスの利用の徹底
- 圏域内の市町の制度のすり合わせ
- 自力通学や自力通所が促進できるような取り組み
- 道路運送法などの関係法令の順守
- 通学支援に係る福祉・教育の両分野での垣根を越えた検討
- 医療ケアのある児童のための保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携
- 移動支援の報酬単価の種類と金額の見直し（新サービスの設定と増額の検討）
- 具体的な支給決定基準等の作成と周知
- 増え続けるサービス給付費への対応（持続可能な制度への見直し）
- ヘルパーの質の向上への取り組み
- 施設送迎の促進（送迎加算の増額など） など

平成29年度
横須賀市 障害とくらしの支援協議会

＜参考資料＞

1. 協議会の設置要綱

○横須賀市障害とくらしの支援協議会設置要綱

平成 20 年 8 月 1 日

(総則)

第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 89 条の 3 第 1 項の規定に基づき、地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うため、横須賀市障害とくらしの支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(組織)

第 2 条 協議会は、全体会、実務者運営会議、つながり創り連絡会、個別支援調整会議及び課題別会議によって組織する。

2 全体会は、実務者運営会議、つながり創り連絡会、個別支援調整会議及び課題別会議において協議された事項について、各関係者で情報を共有し、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 障害児者等に対する支援及び関係機関の連携に関するシステム全体に関すること。
- (2) 協議会の年間活動方針に関すること。
- (3) 協議会の組織に関すること。
- (4) その他協議会の設置目的を達成するために必要な事項

3 実務者運営会議は、協議会が円滑に機能するための環境整備のため、次の各号に掲げる事項について協議し、その結果を全体会に報告する。

- (1) 障害児者等の支援に係る情報交換に関すること。
- (2) 協議会の運営スケジュール等の調整に関すること。
- (3) 課題別会議で協議する課題の設定に関すること。

4 つながり創り連絡会は、次の各号に掲げる連絡会で構成し、それぞれ当該各号に掲げる事項について協議し、それらの結果をそれぞれ実務者運営会議に報告する。

- (1) 暮らしを支える連絡会 地域生活を支えるために、今ある資源の状況把握、有効活用等、具体的なサービス提供のあり方について
- (2) 相談支援ネットワーク連絡会 相談支援機関の役割分担等の地域の相談支援体制のあり方及びサービス等利用計画等の効果的な推進方法について
- (3) こども支援連絡会 児童期におけるライフステージに応じた適切な支援を行うために、教育、福祉及び家庭の連携並びにサポートブックの活用の推進について

5 個別支援調整会議は、具体的な困難事例について協議し、その結果を実務者運営会議に報告する。

6 課題別会議は、つながり創り連絡会及び個別支援調整会議から報告された課題のうち特に協議するべきものと実務者運営会議で定めたものについて協議し、その結果を実務者運営会議に報告する。

(全体会)

第 3 条 全体会は、委員 25 人以内をもって組織する。

2 全体会の委員は、別表第 1 に掲げる課、別表第 2 に掲げる関係機関、相談支援事業者及び障害福祉サービス事業者に所属する者のうち、それぞれの長が推薦するもの並びに障害者及びその家族の代表者をもって組織する。

3 全体会の委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 4 条 全体会に会長を置き、全体会の委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

第 5 条 全体会は、会長が招集する。

2 全体会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(実務者運営会議)

第 6 条 実務者運営会議の委員は、別表第 2 に掲げる関係機関、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者その他障害福祉に関する関係機関に所属する者のうちから会長が指名するものをもって組織する。

第7条 実務者運営会議に委員長を置き、実務者運営会議の委員が互選する。

2 第3条第3項、第4条第2項及び第3項並びに第5条の規定は、実務者運営会議の委員の任期、委員長の職務及び実務者運営会議の会議について準用する。

(つながり創り連絡会)

第8条 暮らしを支える連絡会、相談支援ネットワーク連絡会及びこども支援連絡会の委員は、別表第1に掲げる課、別表第2に掲げる関係機関、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者その他障害福祉に関する関係機関に所属する者のうち、それぞれの長が推薦するもの並びに障害者及びその家族の代表者をもって組織する。

第9条 暮らしを支える連絡会、相談支援ネットワーク連絡会及びこども支援連絡会にそれぞれ会長を置き、暮らしを支える連絡会、相談支援ネットワーク連絡会又はこども支援連絡会の委員がそれぞれ互選する。

2 第3条第3項、第4条第2項及び第3項並びに第5条の規定は、暮らしを支える連絡会、相談支援ネットワーク連絡会及びこども支援連絡会の委員の任期、会長の職務及び暮らしを支える連絡会、相談支援ネットワーク連絡会及びこども支援連絡会の会議について準用する。

(個別支援調整会議)

第10条 個別支援調整会議の委員は、相談支援事業者及び福祉部障害福祉課に所属する者のうち、それぞれの長が推薦するものをもって組織する。

第11条 個別支援調整会議にコーディネーターを置き、個別支援調整会議の委員が互選する。

2 第3条第3項、第4条第2項及び第3項並びに第5条の規定は、個別支援調整会議の委員の任期、コーディネーターの職務及び個別支援調整会議の会議について準用する。

(課題別会議)

第12条 課題別会議の委員は、別表第1に掲げる課、別表第2に掲げる関係機関、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者その他障害福祉に関する関係機関に所属する者のうち、それぞれの長が推薦するもの並びに障害者及びその家族の代表者をもって組織する。

2 課題別会議の委員の任期は、実務者運営会議で設定された課題別会議の課題を協議するために必要な期間(3年を上限とする。)とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第13条 課題別会議に委員長を置き、課題別会議の委員が互選する。

2 第4条第2項及び第3項並びに第5条の規定は、課題別会議の委員長の職務及び課題別会議の会議について準用する。

(秘密等の保持)

第14条 全体会、実務者運営会議、つながり創り連絡会、個別支援調整会議及び課題別会議の委員並びにこれらの会議に出席した者等協議会の関係者は、障害児者等の個人情報の保護に十分留意し、正当な理由なくその職務に関して知ることのできた情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第15条 横須賀市障害とくらしの支援協議会の庶務は、福祉部障害福祉課において行う。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、横須賀市障害とくらしの支援協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、全体会の同意を得て会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

(経過規程)

2 第3条第3項の規定(第7条第3項及び第9条第3項の規定により準用される場合を含む。)にかかわらず、この要綱の施行後初めて任命された委員の任期は、平成22年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1(第3条第2項、第6条、第8条、第12条関係)

- 1 福祉部障害福祉課
- 2 健康部保健所健康づくり課
- 3 こども育成部こども青少年支援課
- 4 教育委員会事務局学校教育部支援教育課

別表第2(第3条第2項、第6条、第8条、第12条関係)

- 1 横須賀・三浦障害保健福祉圏域自立支援協議会
- 2 横須賀市障害関係施設協議会
- 3 横須賀・三浦作業所連絡会
- 4 横須賀市精神障害者地域生活支援連合会
- 5 横須賀グループホーム連絡会
- 6 障害者施策検討連絡会
- 7 よこすか障害者就業・生活支援センター
- 8 横須賀商工会議所
- 9 横須賀市社会福祉協議会
- 10 横須賀市民生委員児童委員協議会
- 11 横須賀市障害福祉相談員連絡会
- 12 横須賀市療育相談センター
- 13 神奈川県立武山養護学校
- 14 神奈川県鎌倉保健福祉事務所
- 15 横須賀市児童相談所

2. 協議会の傍聴に関する要領

○ 横須賀市障害とくらしの支援協議会の会議の傍聴に関する実施要領

(総則)

第1条 この要領は、横須賀市障害とくらしの支援協議会（以下「協議会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 協議会は、個別支援調整会議を除き、原則として公開とする。

2 協議会の公開の対象となる会議（以下「会議」という。）は、全体会、実務者運営会議、つながり創り連絡会及び課題別会議とする。

3 第1項の規定にかかわらず、会議の検討内容等で個人情報を取り扱う場合その他公開しないことに合理的な理由がある場合には、会議の長の判断により、これを非公開とすることができる。

(傍聴人の定員)

第3条 会議の傍聴者の定員は、原則として5人とする。

2 傍聴の申し込みの受付は、会議の開催の当日、所定の場所において開会の30分前から行い、15分前に締め切るものとする。

3 傍聴を希望する者が第1項の定員を超えた場合は、抽選で傍聴者を決定する。

(傍聴章)

第4条 抽選により選出された傍聴者は、傍聴章（別記様式）の交付を受け、これを常時見えるところに着用しなければならない。

2 抽選により選出された傍聴者は、傍聴を終え退場するときは、前項の傍聴章を返却するものとする。

(傍聴者の遵守事項)

第5条 傍聴者は、次の事項を守らなければならない。

(1) 会議の委員等の発言に対し、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

(2) 話をし、又は笑って騒ぎ立てないこと。

(3) 鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。

(4) 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により会議の長の許可を得たときは、この限りでない。

(5) 会議の長が認めた場合以外の飲食はしないこと。

(6) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしないこと。

(7) コンピュータは会議の妨げにならないよう使用すること。

(8) むやみに席を離れないこと。

(9) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨げになるような行為をしないこと。

(違反者に対する措置)

第6条 傍聴者が前条の規定に違反したときは、会議の長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

別記様式（第4条第1項関係）

No 横須賀市障害とくらしの支援協議会
傍 聴 章
(お帰りの際は事務局へお返してください。)

横須賀市 障害とくらしの支援協議会 事務局

(横須賀市福祉部障害福祉課)

〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地

TEL. 046-822-9837 FAX. 046-825-6040

e-mail : hp-hw@city.yokosuka.kanagawa.jp

URL : <http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp>

